

第2次
藤岡市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成26年度～平成30年度

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

平成26年3月

藤岡市・社会福祉
法人 藤岡市社会福祉協議会

はじめに

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化の進行などにより大きく変化し、今後も超高齢化社会が進行します。こうした社会環境の変化とともに個人の価値観やライフスタイルの多様化により、住民同士の交流の希薄化が進み、地域の相互扶助機能が弱体化しております。こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしができるように、支え合いのまちづくりが求められております。

高齢者や児童、障がいを持った方、介護を必要とする方々が直面する新たな社会問題も顕在化してきており、東日本大震災発生以降、地域でのつながりが求められております。家庭の中では解決できない様々な生活課題を抱える世帯が増加しており、生活課題は複雑化、多様化し、孤立、虐待、災害時の避難等、これらの問題は市（行政）だけでの対応では解決は難しくなっており、市民ひとりひとり、地域での助け合い支え合いの重要性がますます高まってきております。

これまでも民生委員・児童委員、社会福祉協議会が中心になり地域福祉の向上に取り組んでいただいております。今後もさらに地域での福祉活動の底辺を広げていくためには、市民、自治会・町内会、関係機関・団体、福祉サービス事業者、NPO・ボランティアの方々のご協力を頂き、市社会福祉協議会、市（行政）と協働、連携して、自助、互助・共助、公助の「3つの助」の連携により解決していくことが必要となっております。

それには、市民のみなさまの活動が相互に連携していくことにより「地域の福祉力」を生み出し、育てていくことにあります。そのためには、地域に暮らす人の主体的な参加と協働、関係者のネットワーク、必要な情報の共有が必要不可欠です。

藤岡市は直面している生活課題の解決の必要性を踏まえ、将来にわたる取り組みの方向性を見定め、市民の誰もがいきいきと暮らしていける地域社会を目指して、地域福祉を推進するために必要な理念と仕組みを「第2次藤岡市地域福祉計画」として策定しました。

計画の推進に向けて、市民のみなさまのより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画策定にあたりまして、藤岡市地域福祉計画策定委員会委員のみなさまをはじめ、アンケート調査により貴重なご意見を頂きました多くの市民のみなさま並びに関係者のみなさまに、心からお礼を申し上げます。

平成26年 3月

藤岡市長 新井利明



はじめに

近年の急速な少子・高齢化、核家族化の進展により、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。さらに、地域住民のつながりが一段と希薄化していく一方で、福祉ニーズも多様化しています。

このような情勢のもと、「地域福祉を推進する団体」として社会福祉法に位置づけられている藤岡市社会福祉協議会は、平成 21 年 4 月に「第 1 次藤岡市地域福祉活動計画」を策定し、「住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり」を基本理念に計画をすすめてまいりました。

このたび、藤岡市社会福祉協議会では、これまで積み上げてきた地域福祉活動を検証し、今日の社会情勢や地域の課題を踏まえた、「第 2 次藤岡市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、市民一人ひとりが相互に協力し合い、福祉関係者や地域組織、市民活動団体、行政等と協働しながら、地域課題の解決に向けて取り組むことにより、住み慣れた地域で、子どもから高齢者、また障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福祉の地域づくりの実現をめざした計画です。

計画実現のために藤岡市社会福祉協議会の組織機能を活かして、求められる地域に根差した関わりを更に深め、取り組みを実施して参ります。

終わりに、藤岡市地域福祉活動計画の策定にあたりまして、多大のご尽力を賜りました各委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様方に、心から厚くお礼を申し上げますとともに、計画の円滑な実施と福祉事業の推進に一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会 会長 青木 耕



目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	10
4 計画の策定体制	11

第2章 地域福祉をめぐる本市の現状

1 統計などからみる現状	13
(1) 総人口、1世帯あたり人員、人口構成	13
(2) 人口動態	14
(3) 要介護認定者	15
(4) 障がい者手帳所持者	16
(5) 高齢者ひとり暮らし世帯と地区別高齢化率	17
(6) 虐待相談	18
(7) 災害時要援護者登録者	18
2 市民意識調査からみる現状	19
(1) 地域活動への参加は少ない状況であるが、参加意向は高い	19
(2) 町内会・自治会・区等の活動は、若年層の参加が少ない	22
(3) 住民相互の自主的な協力関係の必要性の認識は深まっている	23
(4) 課題とニーズの共有、具体的な支援方策の情報提供が必要	25
(5) 支援が必要な人に対する具体的な支援が求められている	26
(6) 各世代の不安や悩みの多様化	28
(7) 地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことが地域づくりには必要	29
(8) ボランティア活動活性化のためにはコーディネート機能の強化が必要	31
(9) 平常時からのきめ細かな要配慮者の把握が重要	32
(10) 多様な生活課題に対するきめ細かな支援の充実	33
3 地域懇談会からわかる本市の現状	35
(1) 分野別の主な地域課題	35

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	39
2 基本目標.....	39
3 福祉圏域.....	40
4 計画の体系.....	41

第4章 本市における地域福祉の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

1 地域福祉のための人づくり.....	43
2 安心して利用できる福祉サービスの充実.....	49
3 安全・安心のまちづくり.....	56

基本目標2 人がつながり交わりのある地域づくり

1 情報の共有ができる地域づくり.....	62
2 地域による早期発見・早期対応の仕組みづくり.....	66
3 地域交流のあるまちづくり.....	69

基本目標3 魅力あふれ活力のある地域づくり

1 地域福祉活動基盤の充実.....	71
2 美しく快適なまちづくり.....	74

第5章 計画の推進

1 計画の公表.....	77
2 計画の進捗及び評価.....	77

資料編

1 策定の経緯.....	78
2 藤岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	80
3 藤岡市地域福祉計画策定委員名簿.....	82
4 藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱.....	84
5 藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員名簿.....	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の進行など地域を取り巻く社会環境は変化し、特に、平成 37 年（2025 年）までには、我が国の高齢化率（65 歳以上の人口割合）は、約 30%まで達することが見込まれ、今後も更に超高齢社会が進行します。また、こうした社会環境の変化とともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、地域との関係をもたない人が増加し、地域における支え合い助け合う機能が弱まっています。

こうした中、本市においても、高齢者単身世帯の増加や高齢者のみの世帯が増加し、介護や日常生活上の支援など、家庭の中だけでは解決できない様々な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、高齢者世帯だけでなく、子育て家庭や障がいのある人などが抱える生活課題は、複雑化、多様化、重複化し、公的な福祉サービス等の提供だけでは、きめ細かな対応・課題解決が困難なケースが増加しています。

本市及び藤岡市社会福祉協議会では、平成 21 年 3 月に「藤岡市地域福祉計画」「藤岡市地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、市民の生活課題ニーズの増大・多様化に対し、高齢者、障がいのある人、児童など、各福祉分野を超えた包括的な福祉施策を、市民、自治会・町内会、関係機関・団体、福祉サービス提供事業所、NPO・ボランティア、市（行政）、市社会福祉協議会等と協働、連携により推進し、生活課題を解決するための具体的な仕組みづくりである地域福祉を進めています。

「藤岡市地域福祉計画」及び「藤岡市地域福祉活動計画」の計画期間が、平成 25 年度をもって終了したため、引き続き、子どもから高齢者まで、市民の誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、いきいきと暮らしていける地域社会を実現するために、両計画の評価及び見直しを行い、本市の新たな課題などに対応するために、市（行政）と市社会福祉協議会が連携し、「藤岡市地域福祉計画」「藤岡市地域福祉活動計画」の第 2 次計画を一体的に策定したものです。

2 地域福祉とは

社会福祉基礎構造改革と社会福祉事業法の改正

平成11年6月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示され、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため見直しが行われました。

この社会福祉基礎構造改革の方向性を受け、平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法の目的の一つとして「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられました。

地域福祉とは

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」としています。

現在、社会や地域の状況の変容により地域住民の福祉ニーズは増大・多様化しており、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現するためには、個人が抱える様々な生活課題に対して、自助、互助・共助、公助の「3つの助」の連携により解決していくことが必要となっています。

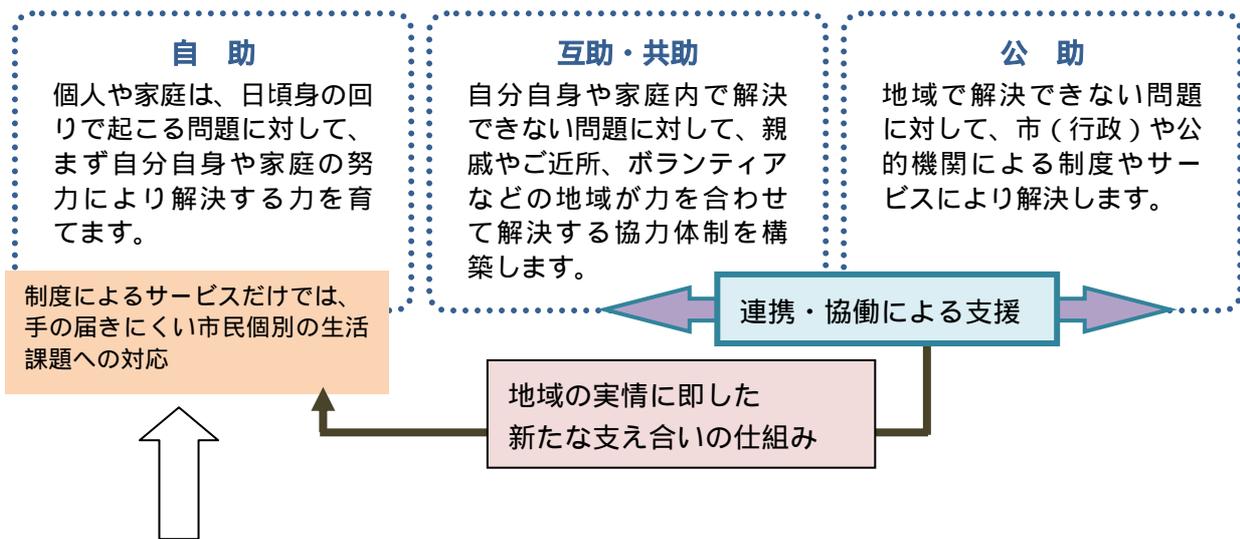
つまり、地域福祉とは、公助によるサービスだけでなく、互助・共助と公助の連携により自助を支え、地域全体が互いの努力と連携をもとに、地域の中で安心して生活していくための新たな支え合いの仕組みを充実させるとともに、その支え合いにより地域住民相互の協力関係を再構築するためのものです。

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3つの助の連携・協働による新たな支え合いの仕組みづくり



地域社会で起こっている様々な生活課題

- 核家族化、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加（個人・家庭の自助機能の低下）
- 地域住民相互の社会的なつながりの希薄化
- 少子高齢化、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等
- 深刻な社会問題（生活不安とストレスの増大、孤立死や自殺、DV、虐待、社会的孤立、生活困窮または生活困窮の連鎖、生活課題の重複化等）



写真：除雪ボランティア活動状況

3 計画の位置づけと期間

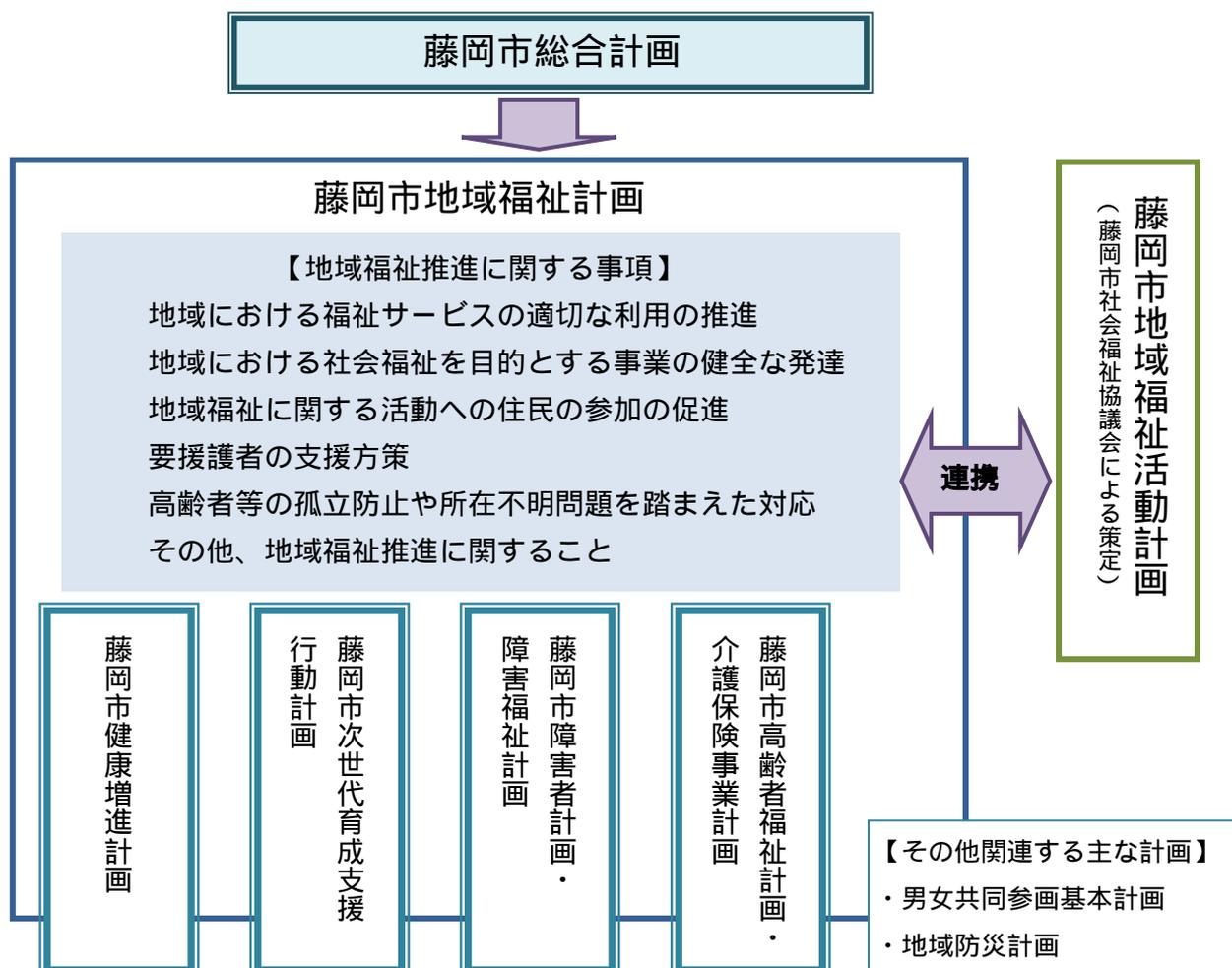
(1) 計画の位置づけ

藤岡市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、本市の総合計画を上位計画とし、福祉に関連する各分野を横断的につなぎ、その地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、国より通知された「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」の内容、災害対策基本法の一部改正内容等を盛り込むとともに、現在、本市において推進している保健福祉に関する各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くことを具体化したものです。

各計画との関係



社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)

平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会

市町村地域福祉計画

(1) 計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項の3つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

地域における福祉サービスの目標の提示

- ・地域の生活課題に関する調査(いわゆる「ニーズ調査」)、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検
 - ・福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定
- なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。

目標達成のための戦略

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保
- イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
 - ・孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

利用者の権利擁護

地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

(次頁につづく)

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援

- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・地域住民、サービス利用者の自立
- ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会等の開催

地域福祉を推進する人材の養成

- ・地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮

その他

その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項

- ・市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

平成19年国通知関係規定厚生労働省社会・援護局通知（各都道府県知事宛て）

社援発第0810001号

「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
 - (1) 関係機関間の情報共有方法
 - (2) 情報の更新
3. 要援護者の支援に関する事項
 - (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成22年国通知関係規定厚生労働省社会・援護局通知（各都道府県知事宛て）

社援地発第0813第1号

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（抜粋）

1. 市町村地域福祉計画の策定等について
 - (2) 市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について
既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

災害対策基本法等の一部を改正する法律要綱（抜粋）

第一 災害対策基本法の一部改正

四 災害予防

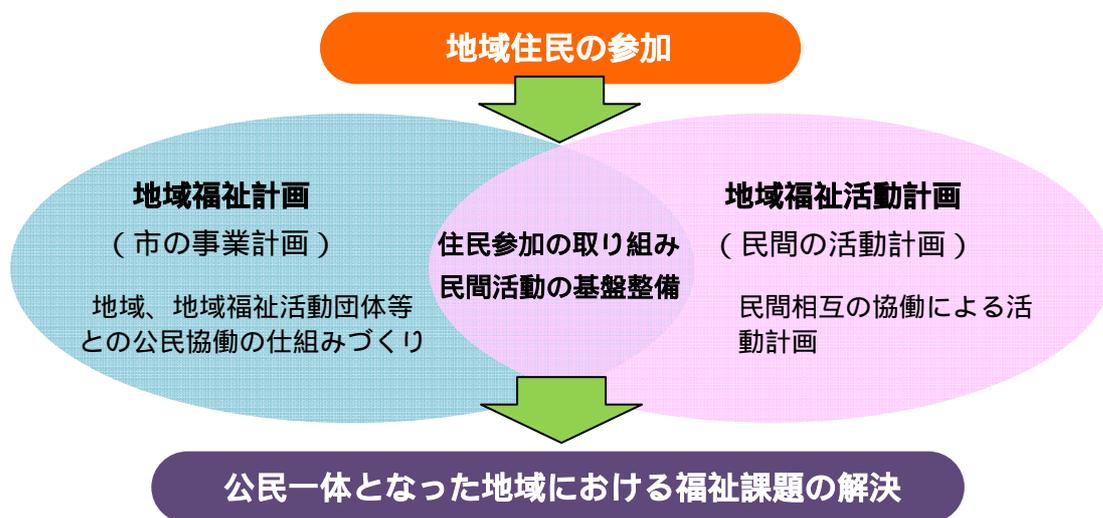
3 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。
- (4) 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- (5) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、(4)の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

藤岡市地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が主体となって、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するもの等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画が行政計画として、また、地域福祉活動計画が市社会福祉協議会を中心とした市民（民間）活動計画として、地域で一体となり地域福祉を展開するものであると考えると、両計画は「車の両輪」となる計画です。「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための、効果的な施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要であるため、「藤岡市地域福祉計画」と一体的に見直しを進め、策定したものです。



社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

「新・社会福祉協議会基本要項」(平成4年4月1日)全国社会福祉協議会

1 市区町村社会福祉協議会の事業

市区町村社会福祉協議会は、その機能を発揮して、地域の実情に即して次のような事業をすすめる。

- (1) 福祉課題の把握、地域福祉活動計画の策定、提言・改善運動の実施
- (2) 住民、当事者、社会福祉事業関係者等の組織化・支援
 - 住民の主体的な福祉活動の組織化・支援
 - 当事者の活動の組織化・支援
 - 公私社会福祉事業関係者の組織化、連絡調整、支援
 - 関連分野との連携
- (3) ボランティア活動の振興
- (4) 福祉サービス等の企画・実施
- (5) 総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- (6) 福祉教育・啓発活動の実施
- (7) 社会福祉の人材養成・研修事業の実施
- (8) 地域福祉財源の確保および助成の実施
 - 公私の財源の確保、助成の実施
 - 共同募金・歳末たすけあい運動の推進

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）

平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会

市町村地域福祉計画

（2）計画策定の体制と過程

市区町村社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

平成15年度都道府県・指定都市社会福祉協議会地域福祉推進担当部・課・所長会議資料

3 地域福祉計画および地域福祉活動計画策定における協働の必要性

（1）計画策定における市町村行政と社協の協働の意味

市町村行政が策定する市町村地域福祉計画と社協が従来から策定してきた地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、内容を一部共有したり、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。つまり、地域福祉計画と地域福祉活動計画は市町村における地域福祉の推進という理念のもと、互いに固有の領域を持ちながら、相互に補完・補強しあう関係にある。このことは、「計画書」としての地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係に限らず、「計画策定過程」にもいえることで、市町村行政と市町村社協が「協働」して計画づくりを行うことが、市町村の地域福祉が全体として厚みを増すことにつながるのである。

（2）地域福祉計画への市町村社協参画の意味

…（中略）…市町村社協は、従来から行ってきた問題析出・ニーズ把握のための調査活動、住民の合意を促進する集団討議・委員会の組織運営の技法、情報提供・福祉教育の技法等コミュニケーションの専門性を、市町村地域福祉計画の策定においてこれまで以上に積極的に発揮することが求められているのである。

4 地域福祉計画策定を推進するための市町村社協の具体的取り組み方針

地域福祉計画策定を推進していく上での地域福祉活動計画の位置づけは、従来、市町村社協がそれぞれの地域において住民参加の取り組み、地域ボランティア・市民活動団体との連携や協働の促進、地域福祉活動計画の策定・見直しを先行させ、民間の立場から地域福祉計画策定に向けた働きかけをすることが重要とし、活動計画を先行させる（新規および見直し）ことを基本として、提案してきた。しかし、現状において地域福祉計画の策定がすまない状況、あるいは住民参加を中心とする策定手法について、市町村自治体がとまどいを見せている状況を踏まえ、市町村社協が市町村行政と協働して、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することを提案したい（既に活動計画を策定しているところは、見直しを一体的に行う）。

この、「協働」「一体的策定」の提案は既に策定された地域福祉計画の内、評価が高いものを見ると、多くの場合は、行政と社協の協働関係ができていながらも掘っている。

しかし、一体的策定は、地域福祉活動計画と地域福祉計画が同じものであることを意味するわけではない。むしろ一体的策定をするからこそ、両者の違いを明確にする必要があると考えている。

地域福祉活動計画策定指針

2003年11月 全国社会福祉協議会

2 地域福祉活動計画とは何か

(1) 地域福祉活動計画の定義

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられる。

(4) 地域福祉活動計画策定の意義

「住民参加」等において市町村自治体と市町村社協が協働して策定する。

地域福祉推進の圏域に着目し、きめ細かな住民参加や福祉活動の推進体制を確保する。

市町村合併後の地域福祉推進のあり方を住民参加で検討する。

自発的・民間性をもった多様な活動を尊重し、活動相互の協働や認知を促進する。

地域住民の意識や態度の変容の動機づけを図る。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成26年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする5か年の計画とします。また、目標年度の平成30年度には第2次計画の評価及び見直しを行います。さらに、計画期間中に法改正などがあった場合は、見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

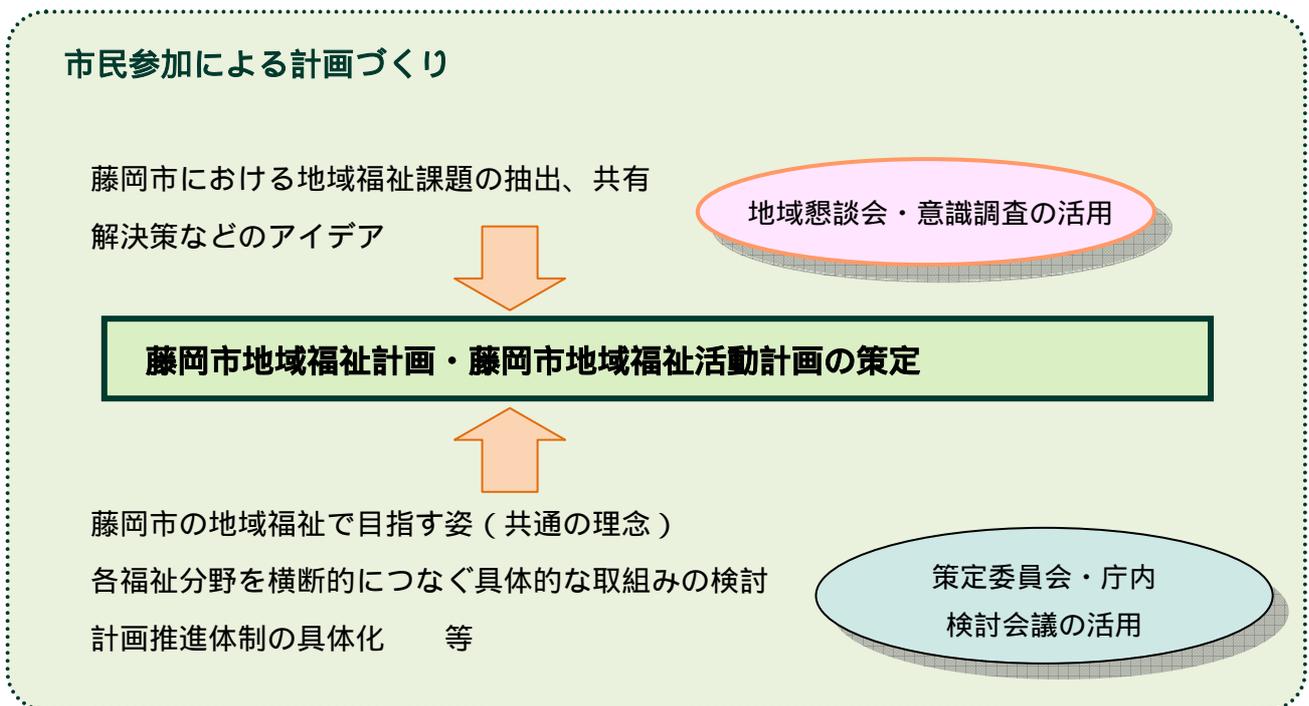
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
藤岡市地域福祉計画 藤岡市地域福祉活動計画	第2次計画(5か年)				
					評価 見直し

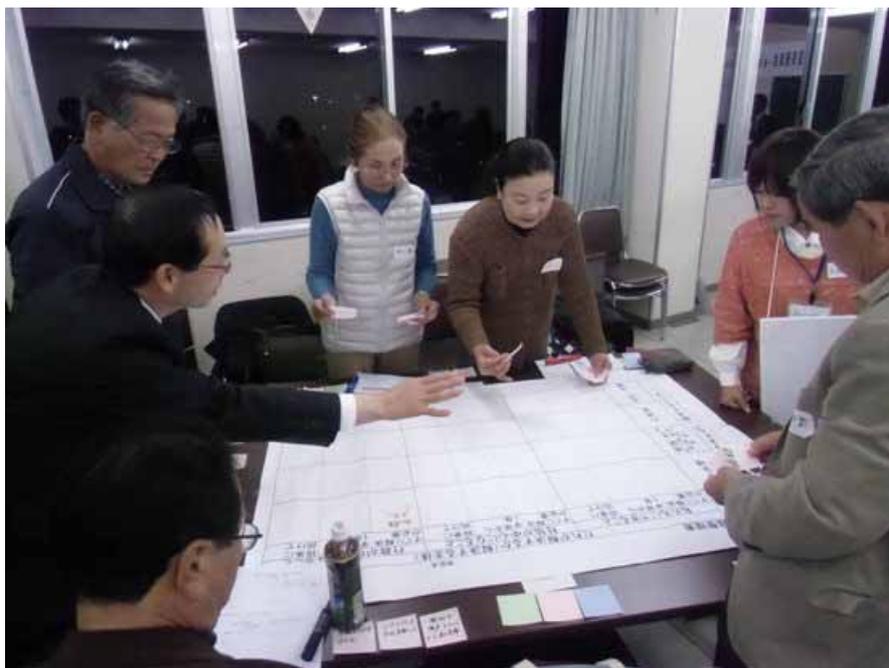
4 計画の策定体制

この計画の策定は、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握するための意識調査を実施するとともに、市民自らが地域の生活課題やその解決策を考え、話し合う場としての地域懇談会の開催を経て行いました。

また、計画内容の検討・協議は、市民の代表や関係機関・団体等からなる策定委員会及び庁内の関係各課からなる庁内検討会議の設置により行いました。

- 市民意識調査の実施
- 地域懇談会の開催
- 策定委員会の開催
- 庁内検討会議の開催
- 市民意見公募（パブリックコメント）の実施





写真：地域懇談会（神流・小野地区）



写真：地域懇談会（美九里・鬼石地区）

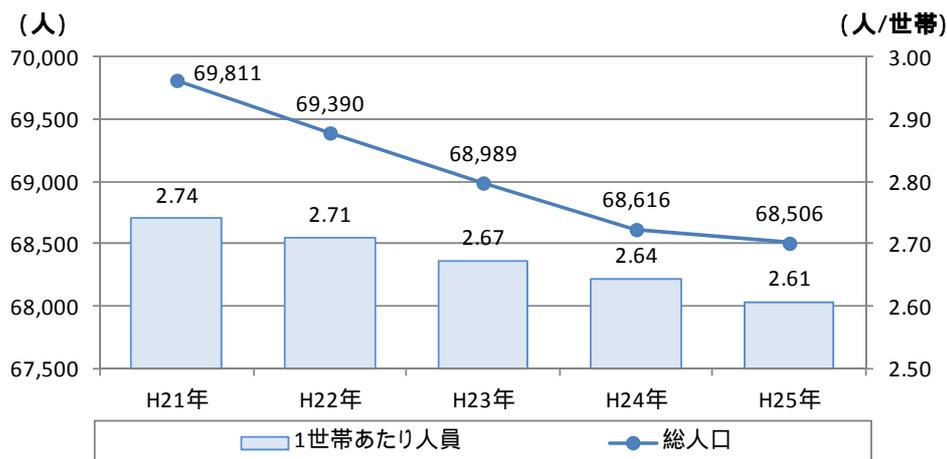
第2章 地域福祉をめぐる本市の現状

1 統計などからみる現状

(1) 総人口、1世帯あたり人員、人口構成

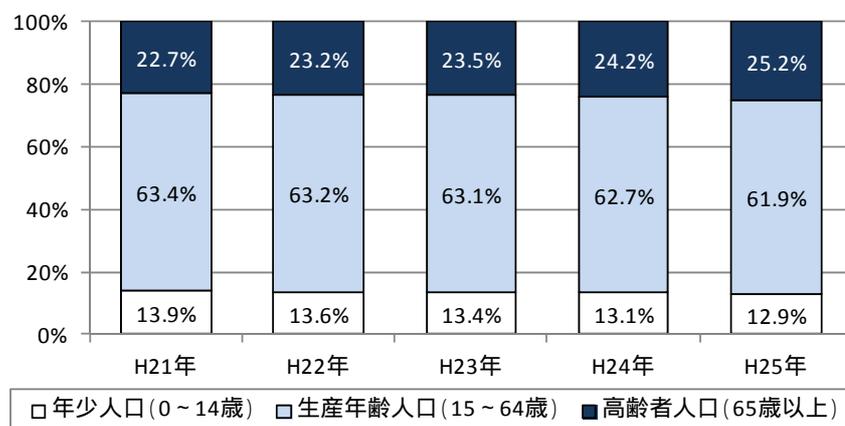
本市の総人口は、減少傾向となっており、平成21年から平成25年にかけて1,305人減少しています。また、年齢3区分別人口構成をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少する中、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進行していることがわかります。さらに、少子高齢化の進行とともに、1世帯あたり人員は減少しており、単身世帯の増加及び核家族化が進行していることがうかがえます。

総人口と1世帯あたり人員



資料：市民課（住民基本台帳人口、各年4月1日現在）

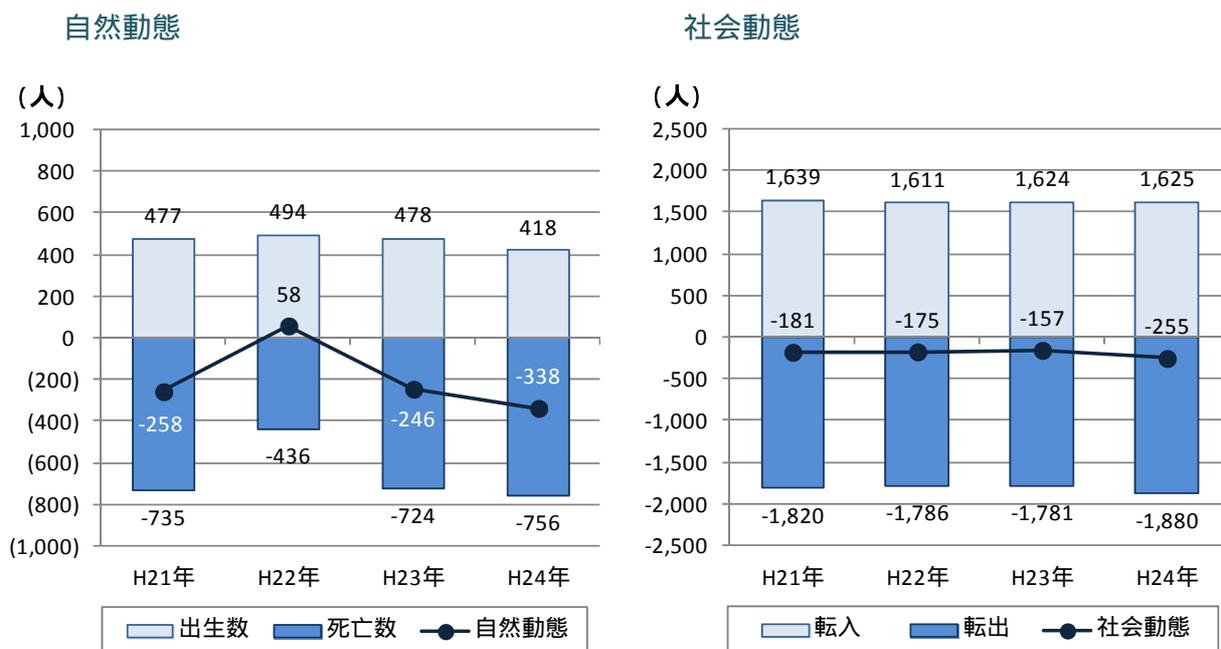
年齢3区分別人口構成



資料：市民課（住民基本台帳人口、各年4月1日現在）

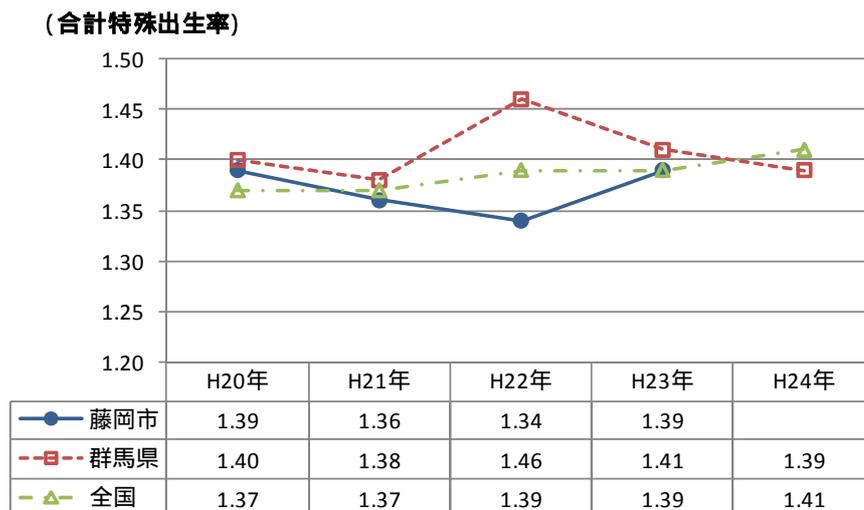
(2) 人口動態

本市の人口動態のうち、自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いており、社会動態についても、転出が転入を上回る社会減が続いています。また、合計特殊出生率は、平成20年の1.39から平成22年の1.34まで減少し、平成23年には1.39と増加に転じています。



資料：市民課（各年4月1日現在）

合計特殊出生率



資料：子ども課

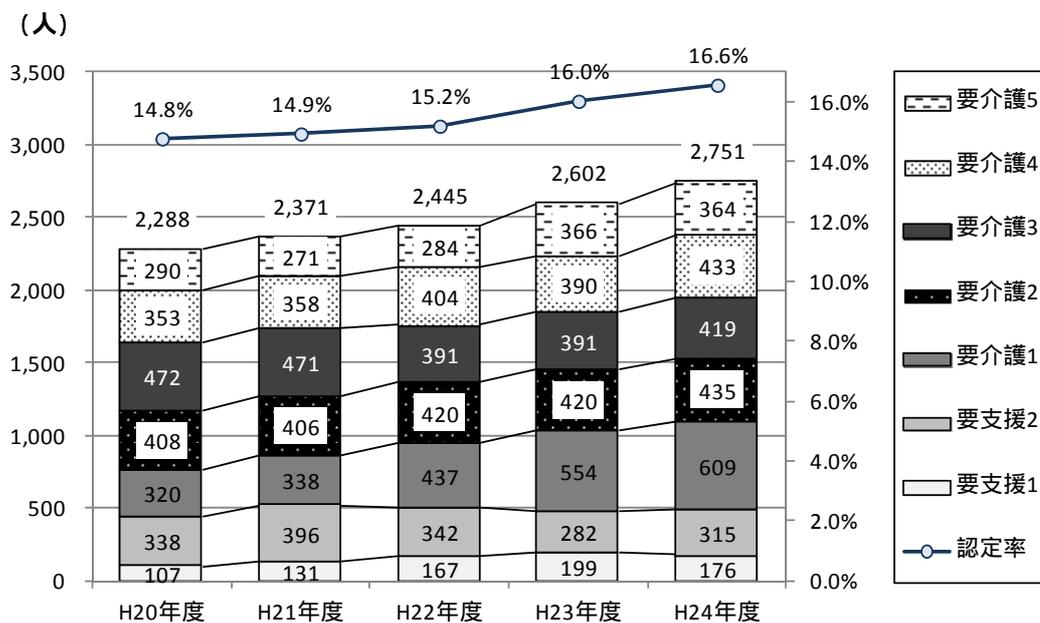
合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

(3) 要介護認定者

本市の第1号(65歳以上)及び第2号(40歳から64歳)被保険者の要支援・要介護認定者数は、平成20年度から平成24年度にかけて増加傾向にあり、平成24年度では、平成20年度に比べ463人増加の2,751人となっています。

また、要介護認定率(1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合)は、認定者数同様に増加し、平成24年度は16.6%となっています。

要介護認定者数

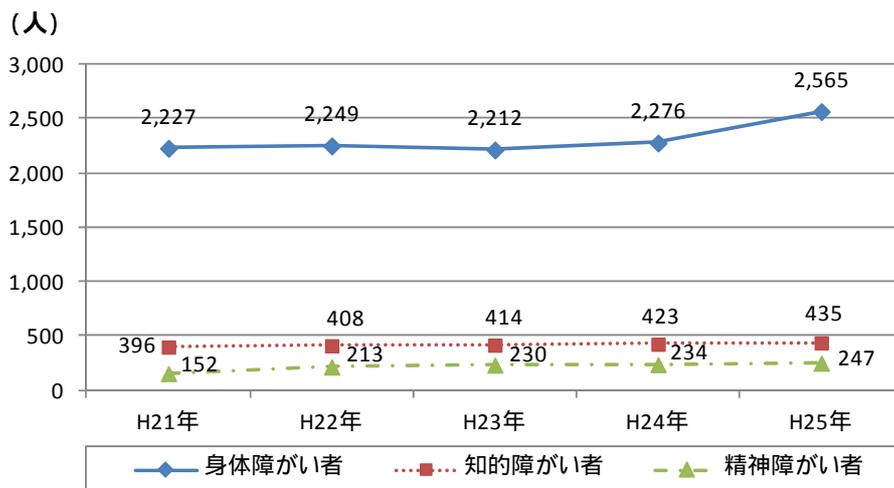


資料：介護保険事業状況報告年報

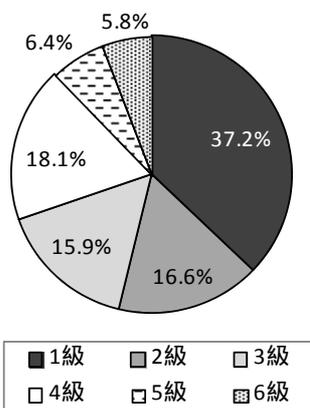
(4) 障がい者手帳所持者

本市の障がい者手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳所持者は、近年やや増加傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、一定に推移しています。平成25年の障がいの区分別では、身体障害者手帳所持者が2,565人、療育手帳が435人、精神障害者保健福祉手帳が247人と、身体障害者手帳所持者の割合が全体の7割強となっています。

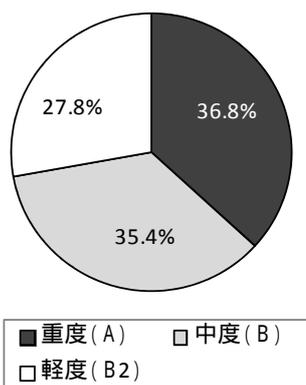
障がい者手帳所持者



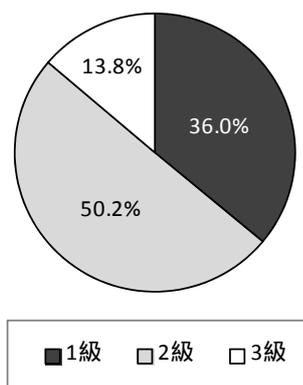
身体障害者手帳



療育手帳



精神障害者保健福祉手帳



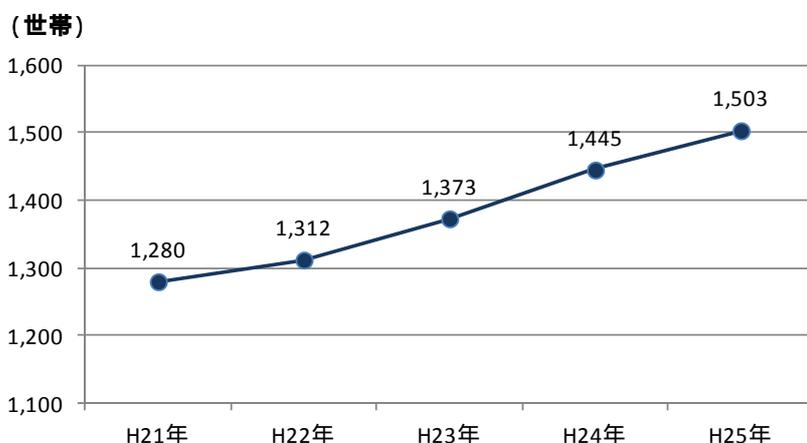
資料：福祉課（各年3月31日）

(5) 高齢者ひとり暮らし世帯と地区別高齢化率

本市の高齢者ひとり暮らし世帯の推移は、平成21年から平成25年にかけて増加し、平成25年では、平成21年に比べ223世帯増加の1,503世帯となっています。

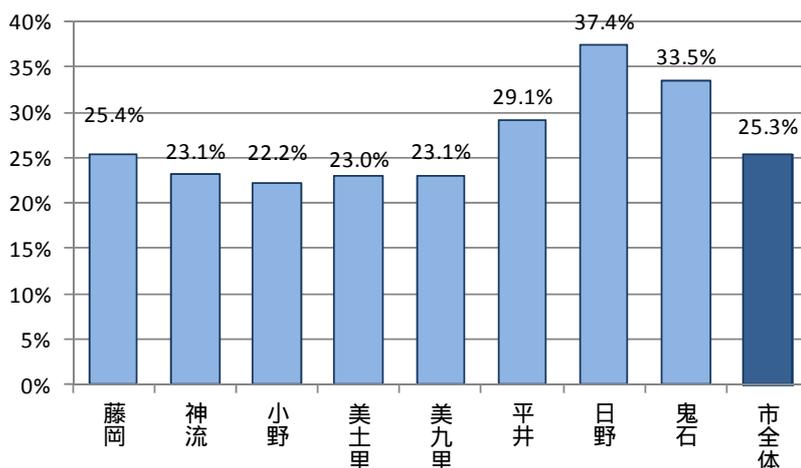
また、本市の平成25年4月1日現在の地区別高齢化率の状況を見ると、市全体が25.3%に対し、「藤岡地区」「平井地区」「日野地区」「鬼石地区」の4地区において、市全体の高齢化率を上回っています。特に、「日野地区」「鬼石地区」においては、30%を超え大きく上回っています。

高齢者ひとり暮らし世帯



資料：介護高齢課（各年6月1日現在）

地区別高齢化率



資料：介護高齢課（H25年4月1日現在）

(6) 虐待相談

本市の虐待相談件数は、高齢者については近年やや減少傾向となっている一方で、児童については平成22年からやや増加傾向で推移しています。

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
高齢者虐待相談件数(延べ)	7	8	13	4	-
児童虐待相談件数(延べ)	27	35	41	37	-
障がい者虐待相談件数(延べ)	0	0	0	0	

資料：介護高齢課，子ども課，福祉課（各年4月1日現在）

(7) 災害時要援護者登録者

本市の災害時要援護者登録者数は、平成21年から平成25年にかけて400人前後で推移しています。

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
災害時要援護者登録者数(人)	435	381	383	407	413

資料：福祉課（各年6月1日現在）

(8) 民生委員・児童委員の活動件数

民生委員・児童委員の相談支援件数は、高齢者に関する事が多くなっており、平成20年度から平成24年度にかけて増減しているものの増加傾向となっています。

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
相談支援件数	高齢者に関する事	1,116	1,092	1,176	1,095	1,184
	障害者に関する事	110	90	100	82	118
	子どもに関する事	539	537	464	460	433
	その他	369	444	668	548	487
	合計	2,134	2,163	2,408	2,185	2,222
活動日数		12,905	13,534	13,867	13,718	14,642
民生委員・児童委員数		136	136	136	136	136
1人当たり活動件数		95	100	102	101	108

資料：福祉課

2 市民意識調査からみる現状

第2次計画策定に伴い、市民の地域福祉に関する意識と実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

市民意識調査結果からわかる、本市の現状は以下のとおりです。

【市民意識調査の実施概要】

調査期間 平成25年8月9日～平成25年8月30日

調査対象者 市内在住の18歳以上の市民の中から無作為抽出により、2,000人を対象に調査を実施しました。

配布数及び回収数

配布数（件）	回収数（件）	回収率
2,000	764	38.2%

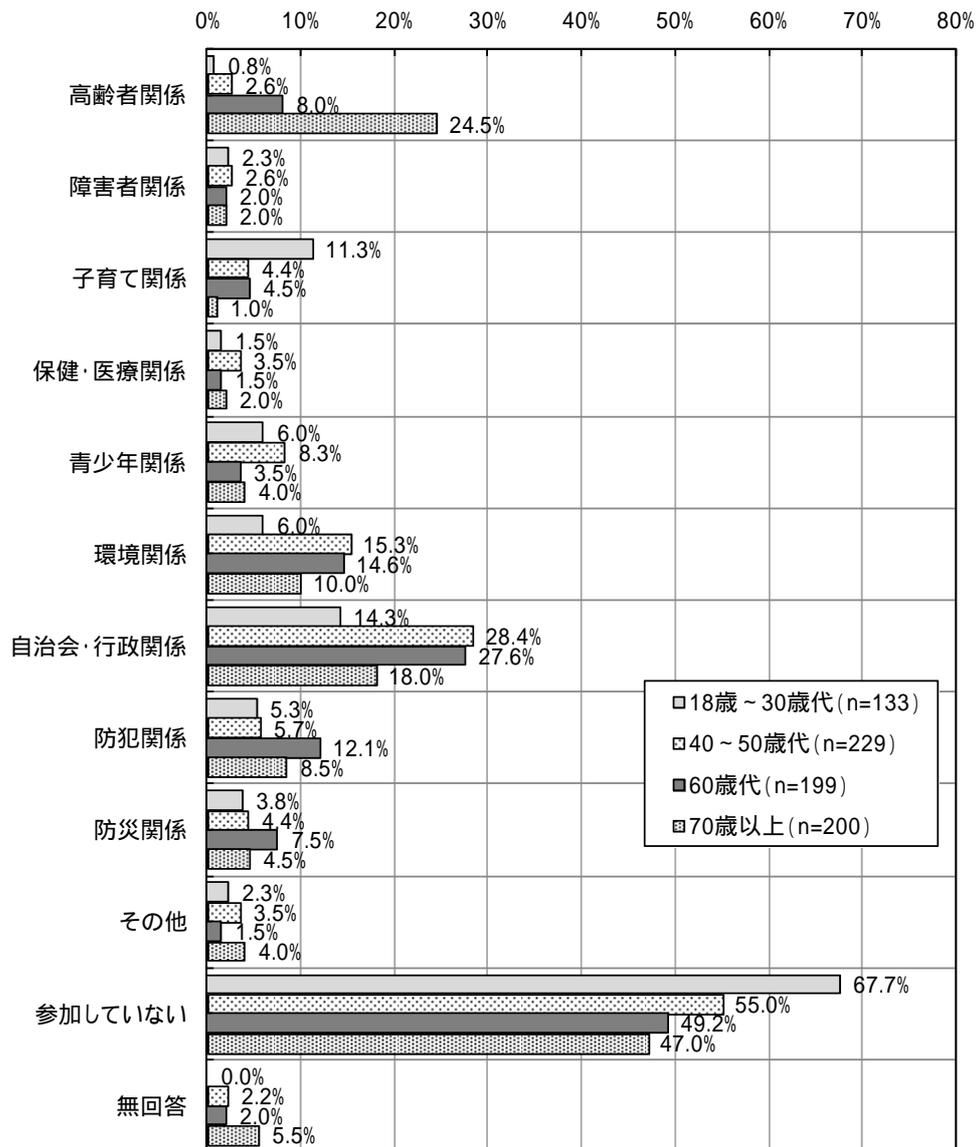
（1）地域活動への参加は少ない状況であるが、参加意向は高い

現在参加している地域活動の分野は、「18歳～60歳代」では、「自治会・行政関係（町内・自治会・区等の役員・協力者、各種委員など）」の割合が2割前後とそれぞれ最も高く、「70歳以上」では、「高齢者関係（友愛訪問、老人クラブ活動等への協力支援や施設訪問交流など）」の割合が2割を超え最も高くなっています。

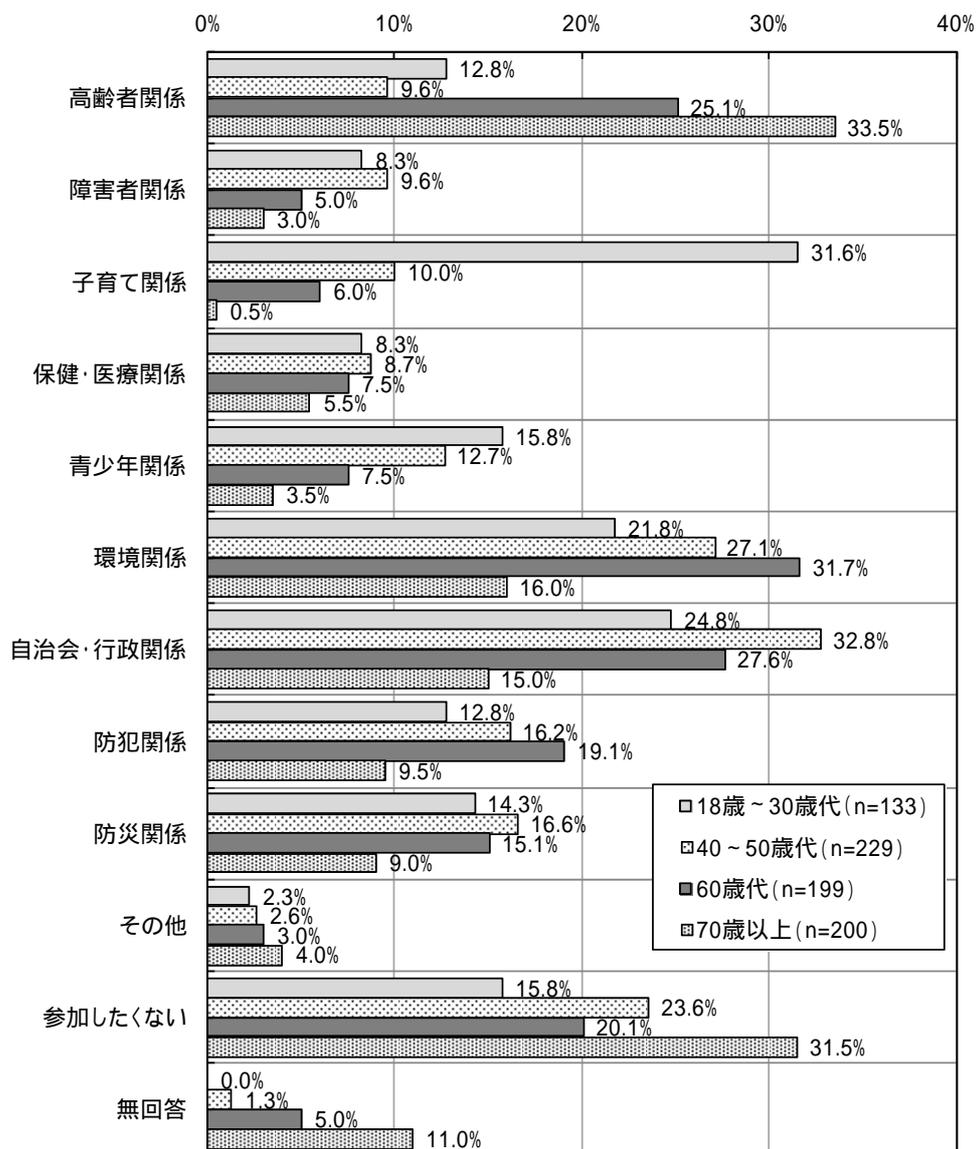
また、「高齢者関係」「子育て関係（託児、育児相談や育児サークルなどの支援や施設訪問交流など）」については、該当している世代の参加割合が高くなっています。

さらに、今後参加したい地域活動の分野をみると、現在の参加状況に比べ、各年代・各分野ともに、参加意向が上回る傾向にあり、各年代ともに多くの活動分野に関心があることがうかがえます。

現在参加している地域活動分野



今後参加したい地域活動分野



課題

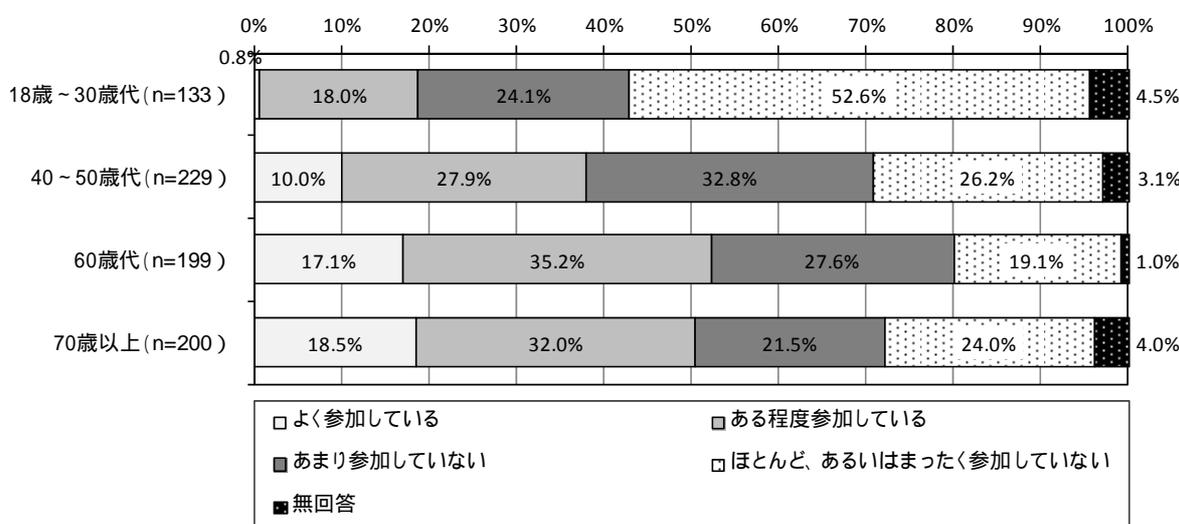
地域活動参加への関心を活動につなげるため、多くの世代が参加しやすい活動内容や時間など、参加しやすい環境を検討するとともに、地域のニーズに合った地域活動を展開する必要があります。

(2) 町内会・自治会・区等の活動は、若年層の参加が少ない

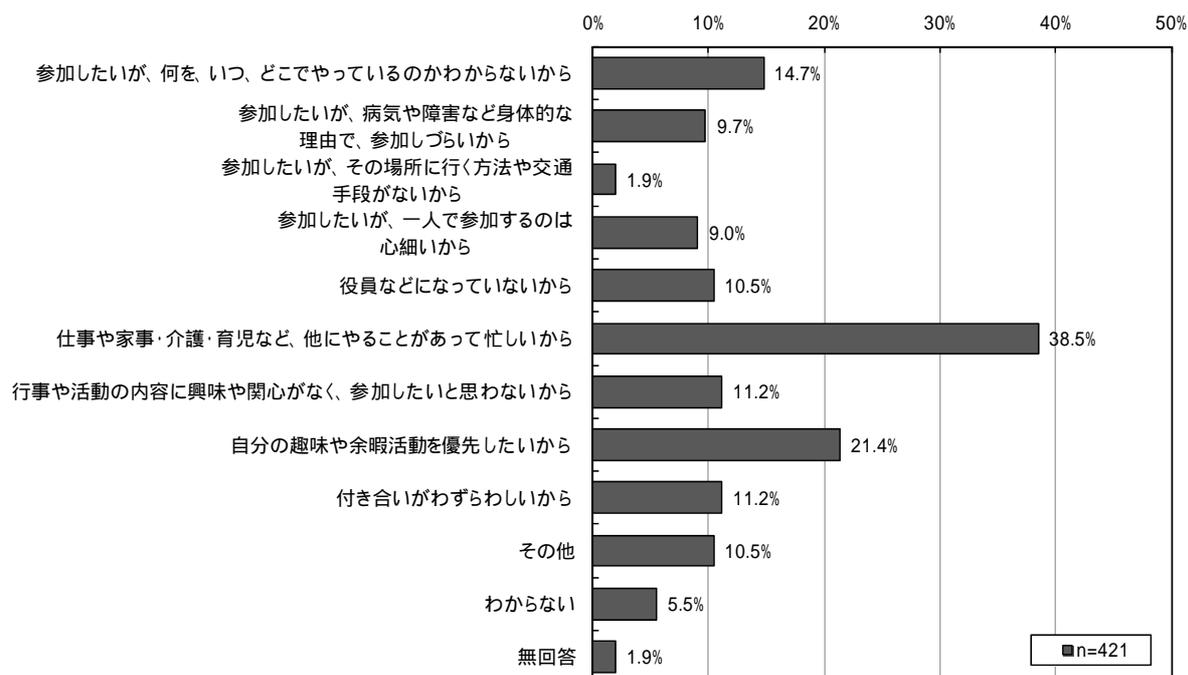
町内会・自治会・区等の活動の参加状況は、「18歳～30歳代」では、「参加している（「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計）」の割合が2割を下回り低くなっています。また、年代が上がるほど参加している人が多く、「60歳代以上」では、5割を超え高くなっています。

参加しない主な理由は、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」などの理由が約4割と高くなっています。

町内会・自治会・区などの活動の参加



町内会・自治会・区などの活動に参加していない理由



課 題

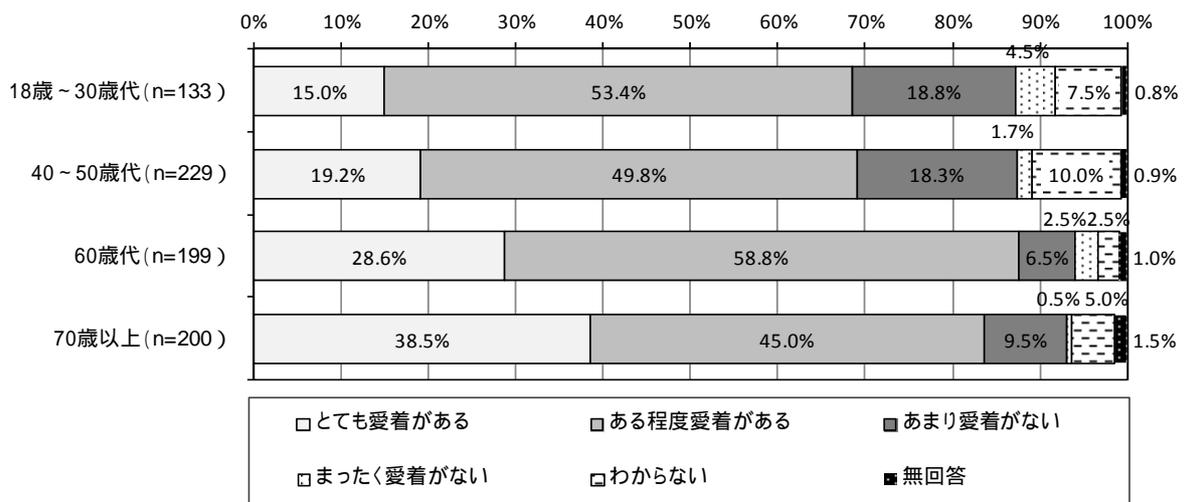
地域活動同様に、家族そろって参加できる内容や時間など、多くの世代が参加しやすい環境を検討し、活動の活性化を促す必要があります。

(3) 住民相互の自主的な協力関係の必要性の認識は深まっている

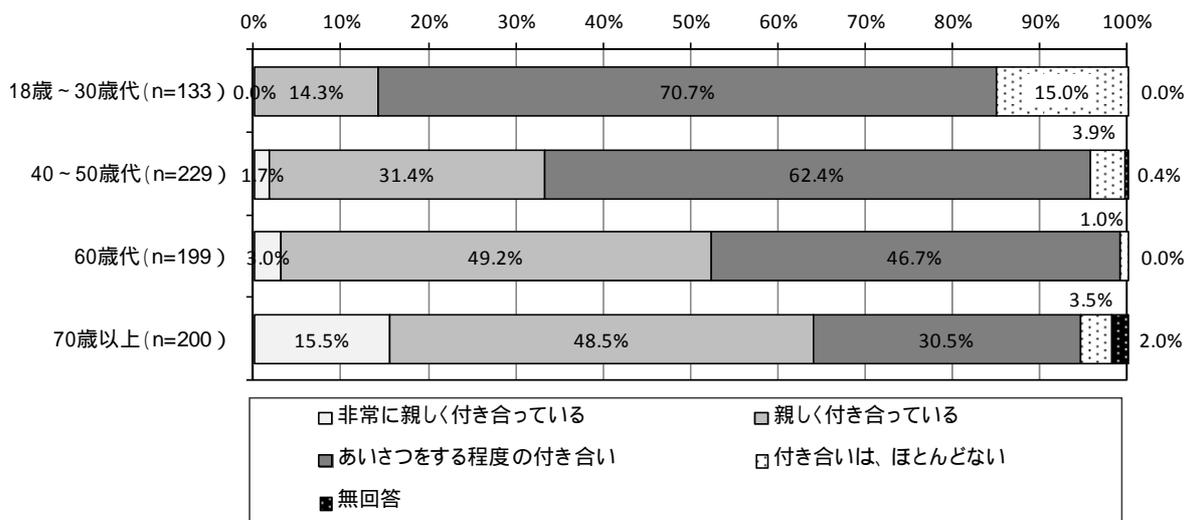
地域への愛着感は、各年代ともにそれぞれ6割を超え高くなっている一方で、近所付き合いの程度をみると、若年層ほど近所付き合いが希薄化する傾向にあります。

また、住民相互の自主的な協力関係の必要性については、「18歳～30歳代」において「協力関係は必要だと思う」の割合が約6割と他の年代に比べやや低いものの全体的には高くなっています。

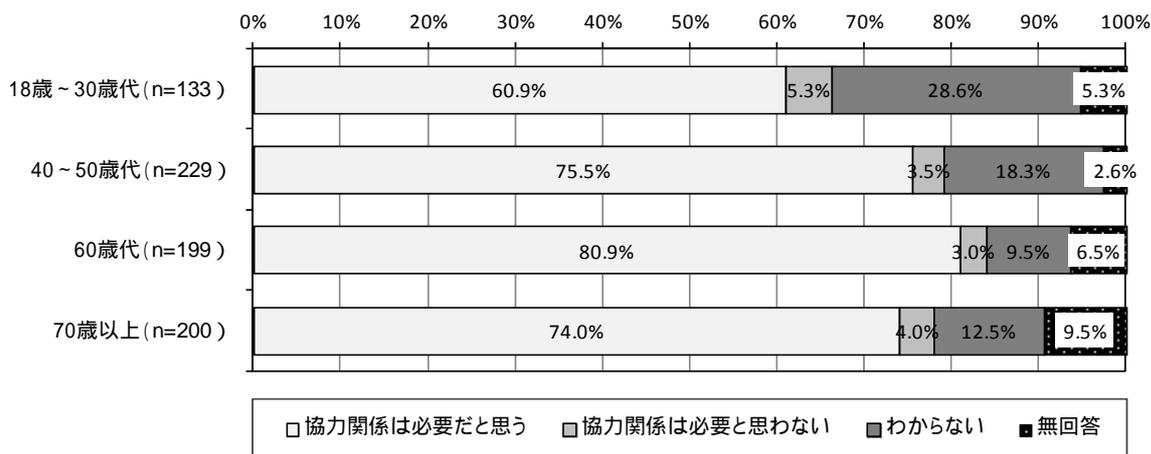
地域への愛着感



隣近所との付き合いの程度



住民相互の自主的な協力関係の必要性



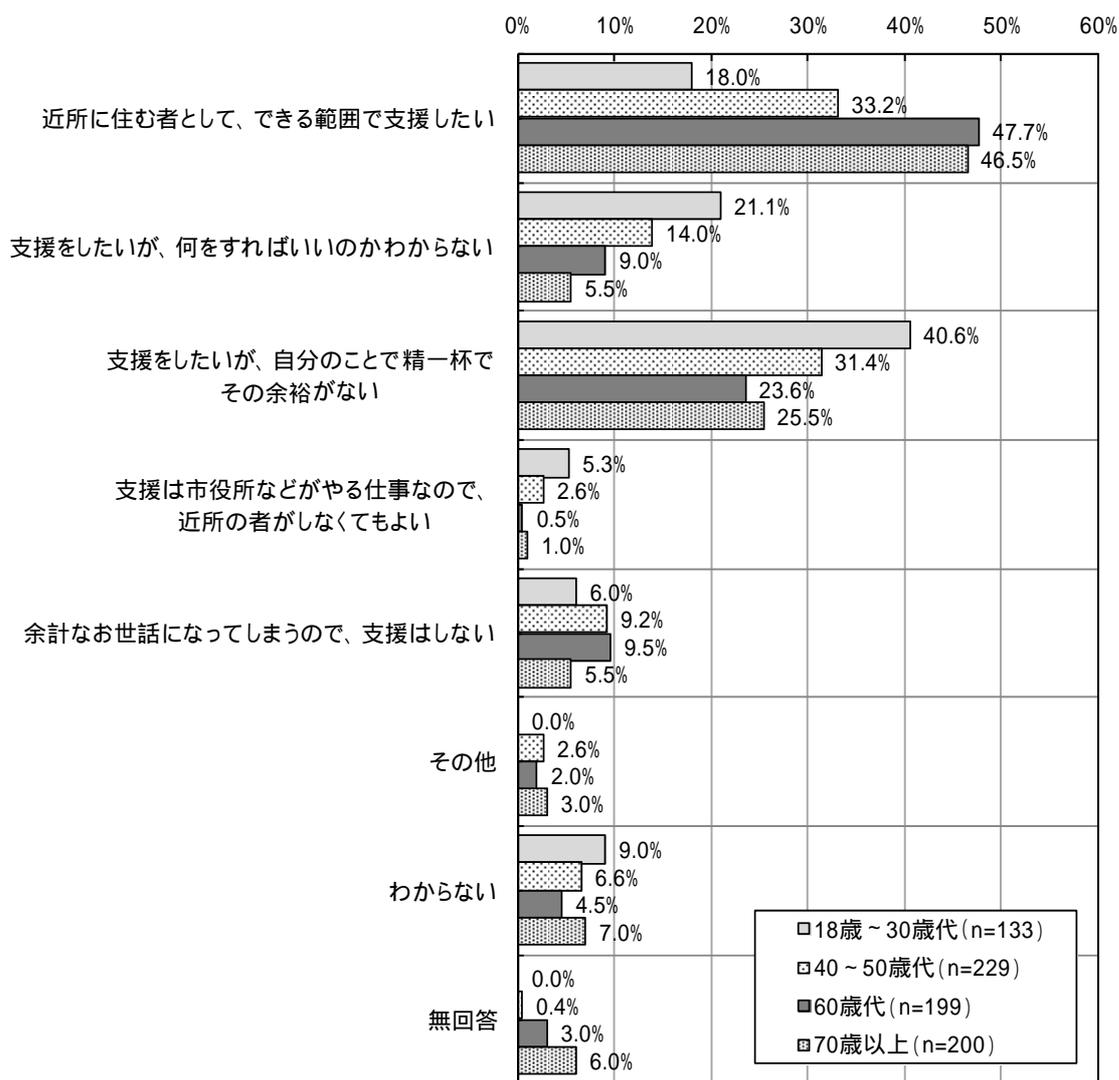
課題

若年層において近所付き合いが希薄化する中、各年代ともに住民相互の自主的な協力関係の必要性の認識については深まっています。助け合いや支え合いの気持ちを生かすためには、普段からの近所付き合いを深めるとともに、お互いの顔が見える関係づくりを進めることが必要です。また、こうしたつながりの強化により、身近な地域における支援を必要としている人の把握ときめ細かな見守りにつなげることが必要です。

(4) 課題とニーズの共有、具体的な支援方策の情報提供が必要

支援を必要としている方への支援についての考え方は、「60歳代以上」で、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合がそれぞれ5割弱と高い中、「18歳～30歳代」においては、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」の割合が約4割と高くなっています。また、この年代では、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の割合も、他の年代に比べ高くなっています。

支援を必要としている方への支援



課題

若年層については、身近な地域における支援が必要な人の課題とニーズの情報共有と、時間を限定しない支援環境や支援が必要な人に必要な具体的な支援方策についての情報提供が必要です。

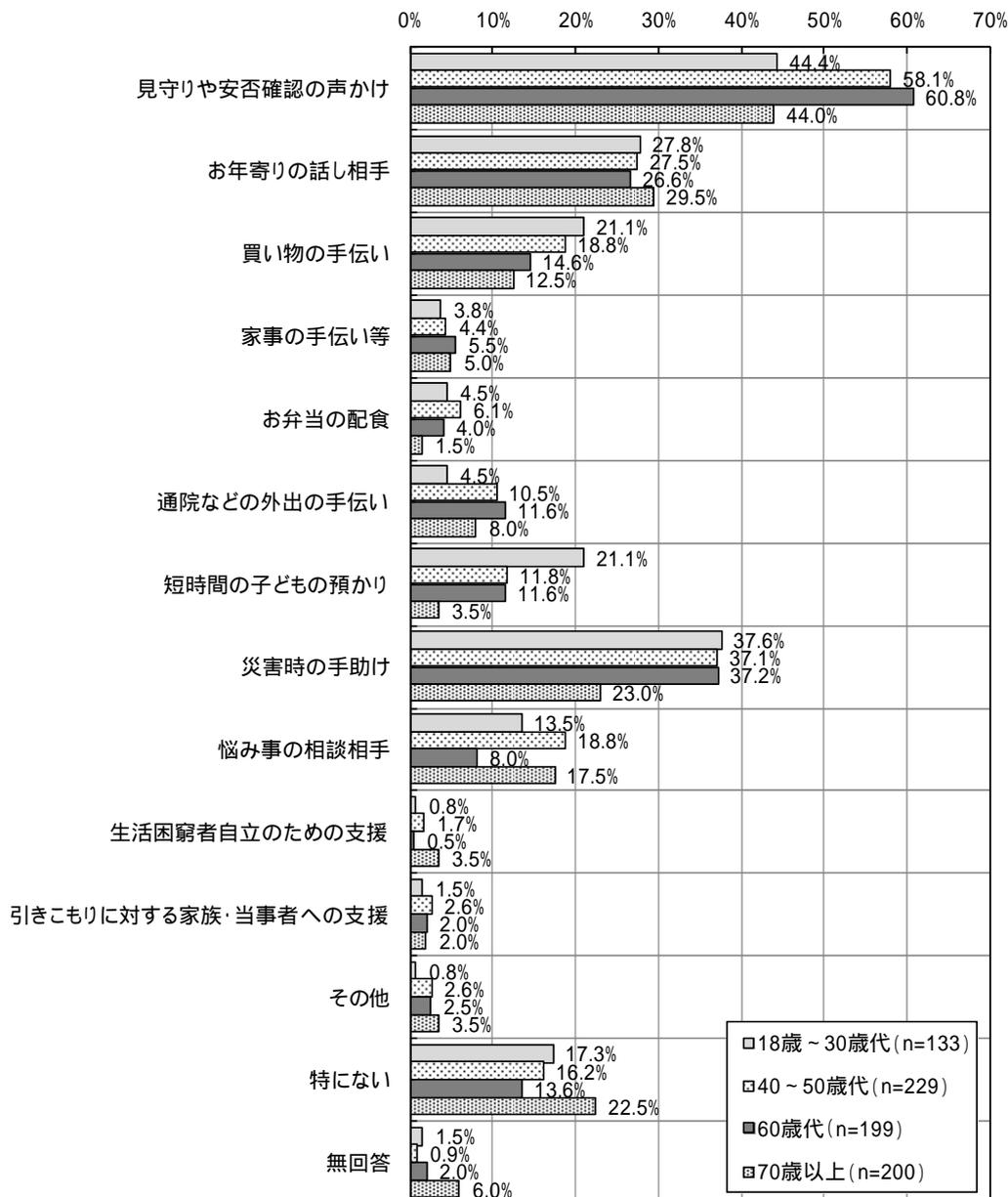
(5) 支援が必要な人に対する具体的な支援が求められている

隣近所で介護や子育てなど、困っている家庭への支援方法について、「見守りや安否確認の声かけ」の割合が各年代ともにそれぞれ4割強から6割と高くなっています。特に、「40～60歳代」では6割前後と高くなっています。

また、「災害時の手助け」「お年寄りの話し相手」についても、各年代ともに3割弱から3割強と比較的高くなっています。

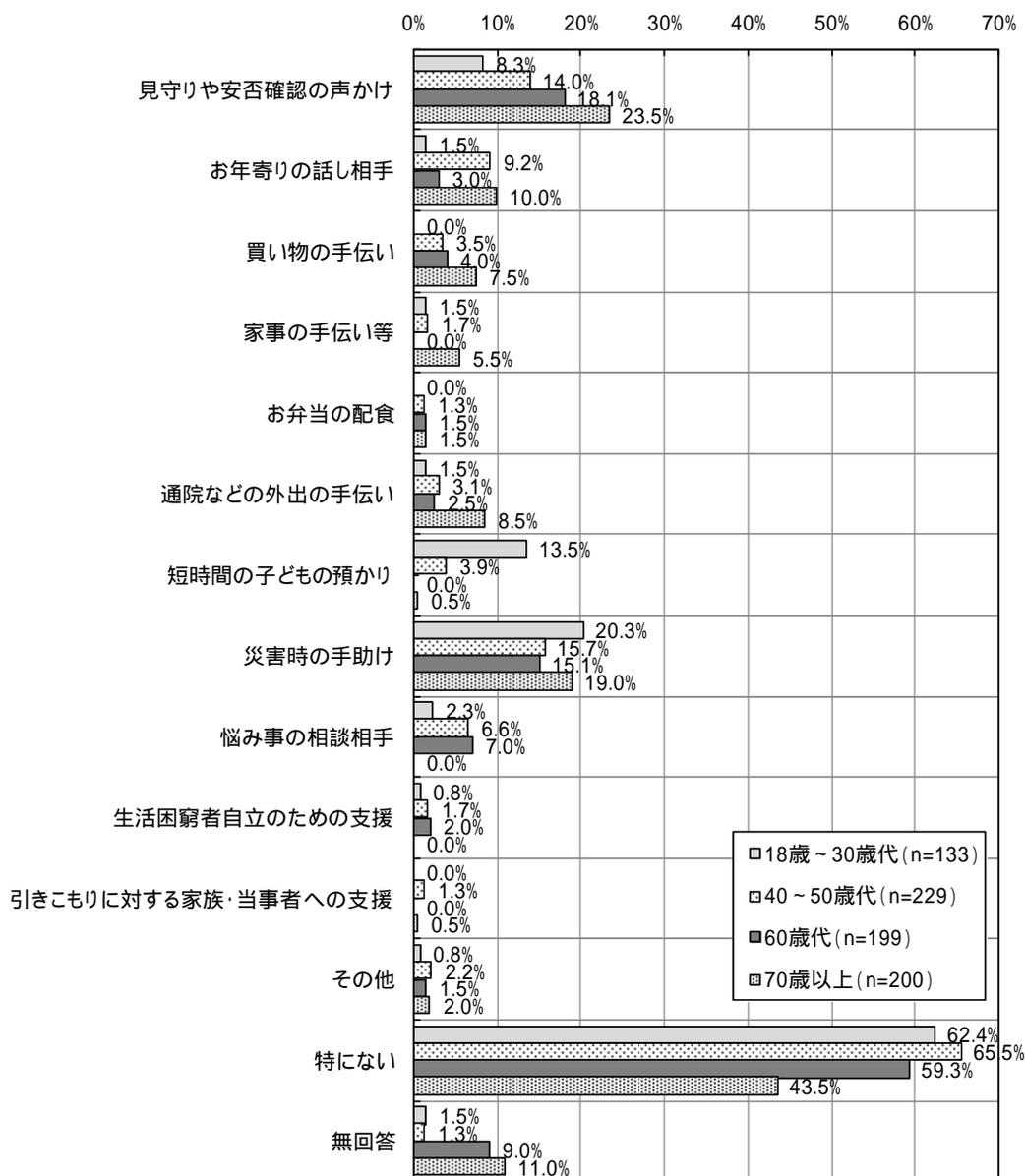
さらに、「買い物の手伝い」「短時間の子どもの預かり」など多様な支援については、若年層ほど割合が高くなる傾向にあります。

困っている家庭への支援方法



困っていることで、隣近所に手助けしてほしいことについて、「災害時の手助け」の割合は各年代ともに2割前後と比較的高く、「見守りや安否確認の声かけ」は「70歳以上」、「短時間の子どもの預かり」は「18歳～30歳代」でやや高くなっています。

隣近所に手助けしてほしいこと



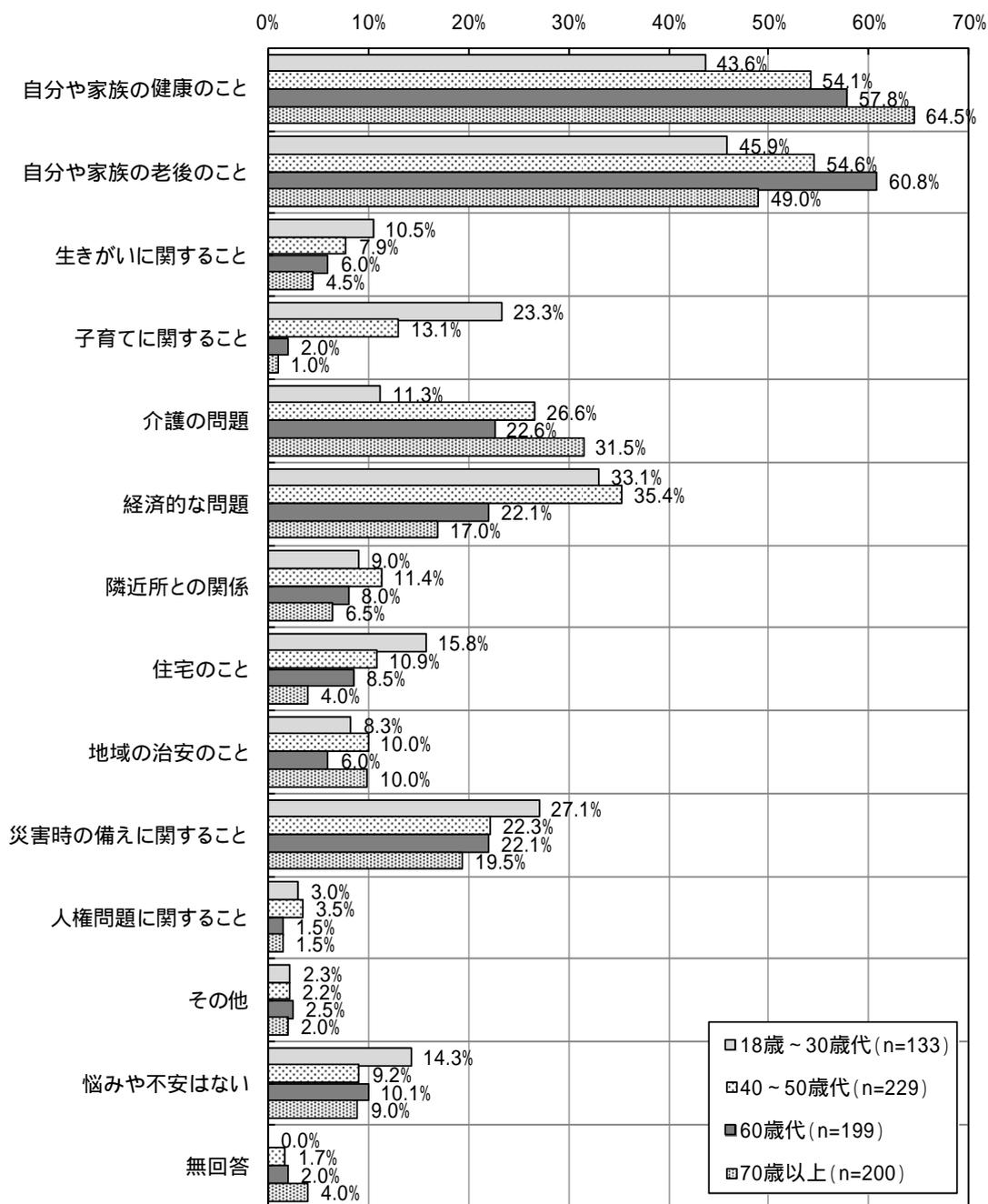
課題

隣近所に手助けしてほしい内容は、各割合は少ないものの、「70歳以上」においては多岐にわたって支援を求めている様子がうかがえます。一方、困っている家庭への支援方法は、見守り、話し相手、災害時の手助けなど、多様な支援が行える用意がされており、今後は、支援が必要な人のニーズの把握や共有とともに、具体的な支援に結び付けることが重要です。

(6) 各世代の不安や悩みの多様化

日常生活上の不安や悩みは、各年代ともに、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」の割合がそれぞれ4割から6割と高くなっています。また、「介護の問題」については「70歳以上」において約3割と比較的高く、「子育てに関すること」「経済的な問題」「住宅のこと」「災害時の備えに関すること」については、若年層ほど高くなる傾向があります。

日常生活上の主な悩みや不安



課題

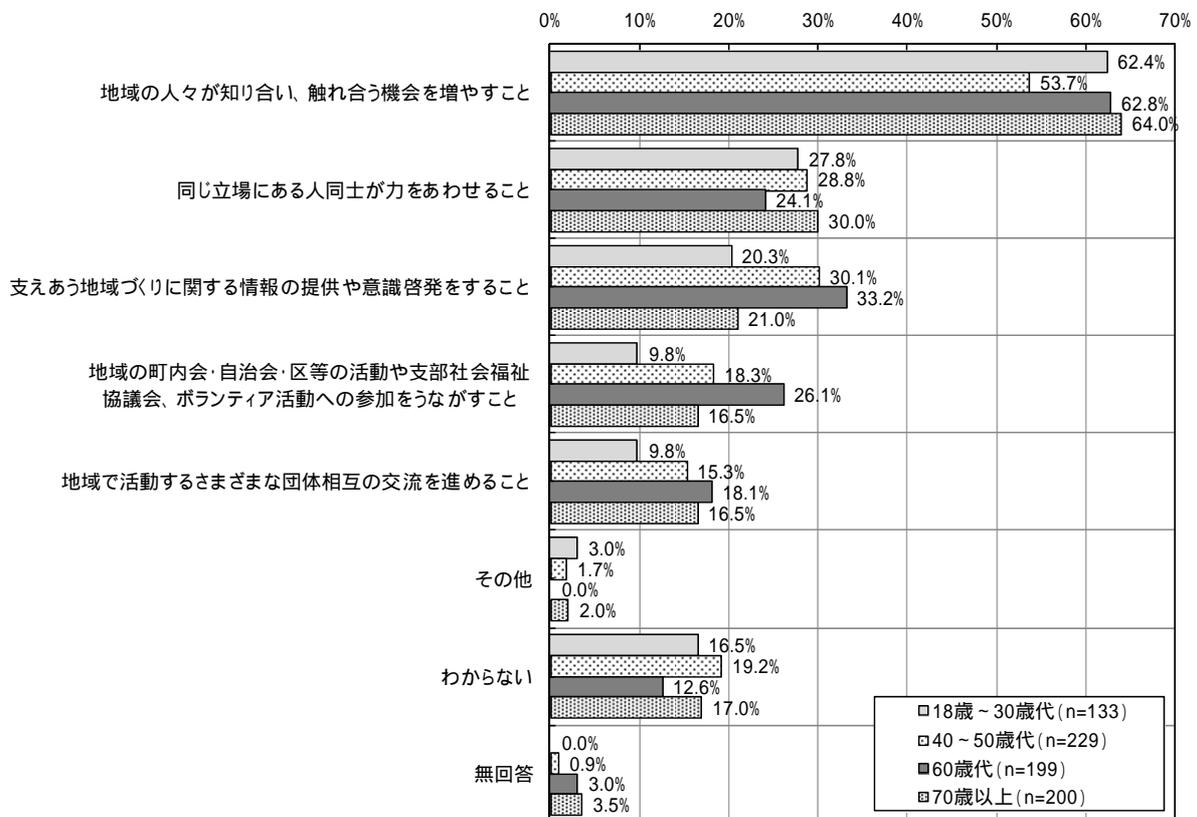
各世代が抱える不安や悩みは、日常的な人との関わりにより解消されるものから、専門的な対応が必要なことまで幅広くなっています。今後は、地域のつながりによる身近な相談体制の確立や早期対応に向けた専門機関等との連携強化が必要です。

また、近年では、経済的な問題や子育て、介護等の不安や悩みが深刻化し、大きな問題となるケースも少なくなく、隣近所の見守りや定期的な関わり、訪問等による生活課題の早期発見・解決も重要です。

(7) 地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことが地域づくりには必要

住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために必要なことは、各年代ともに、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」の割合がそれぞれ6割前後と高くなっています。また、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」「地域の町内会・自治会・区等の活動や支部社会福祉協議会、ボランティア活動への参加をうながすこと」の割合についても、「60歳代」で比較的高くなっています。

住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために必要なこと



課 題

住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために必要なことは、地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことが求められており、幅広い年代を対象とした、支え合う地域づくりに関する意識啓発や情報提供、地域活動などへの参加機会の確保が必要です。



写真：地域懇談会（藤岡地区）

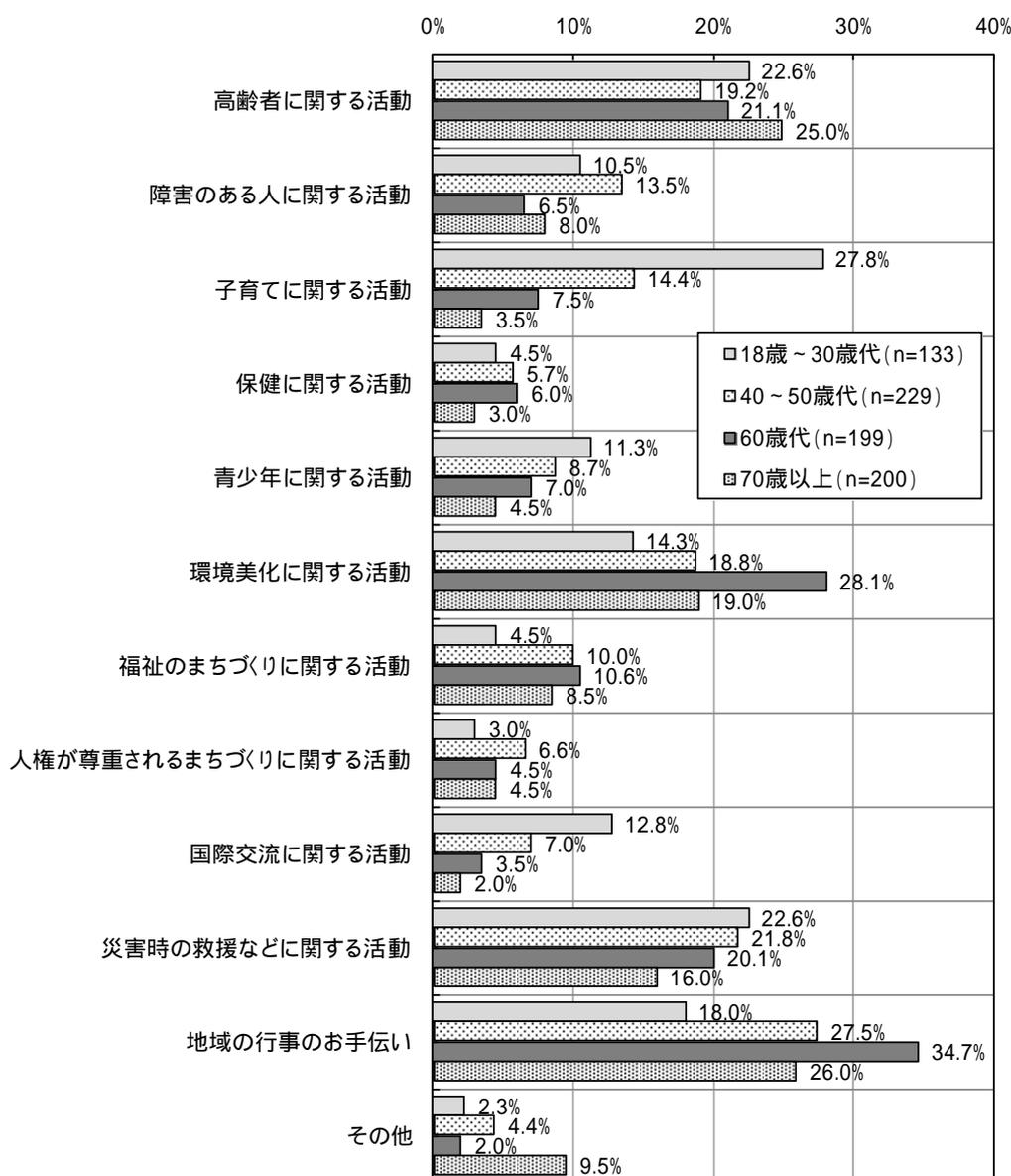
(8) ボランティア活動活性化のためにはコーディネート機能の強化が必要

NPOやボランティア活動の参加経験は、「環境美化に関する活動(自然愛護や美化活動、リサイクル活動)」の割合が2割弱と最も高く、全体的に経験している割合が低い一方で、今後参加したい活動分野では、各年代に応じた活動に関心のある割合が高くなっています。

課題

NPOやボランティア活動への関心が高まっており、地域のボランティアニーズの調整やボランティア活動の促進など、コーディネート機能を強化するための取組が必要です。

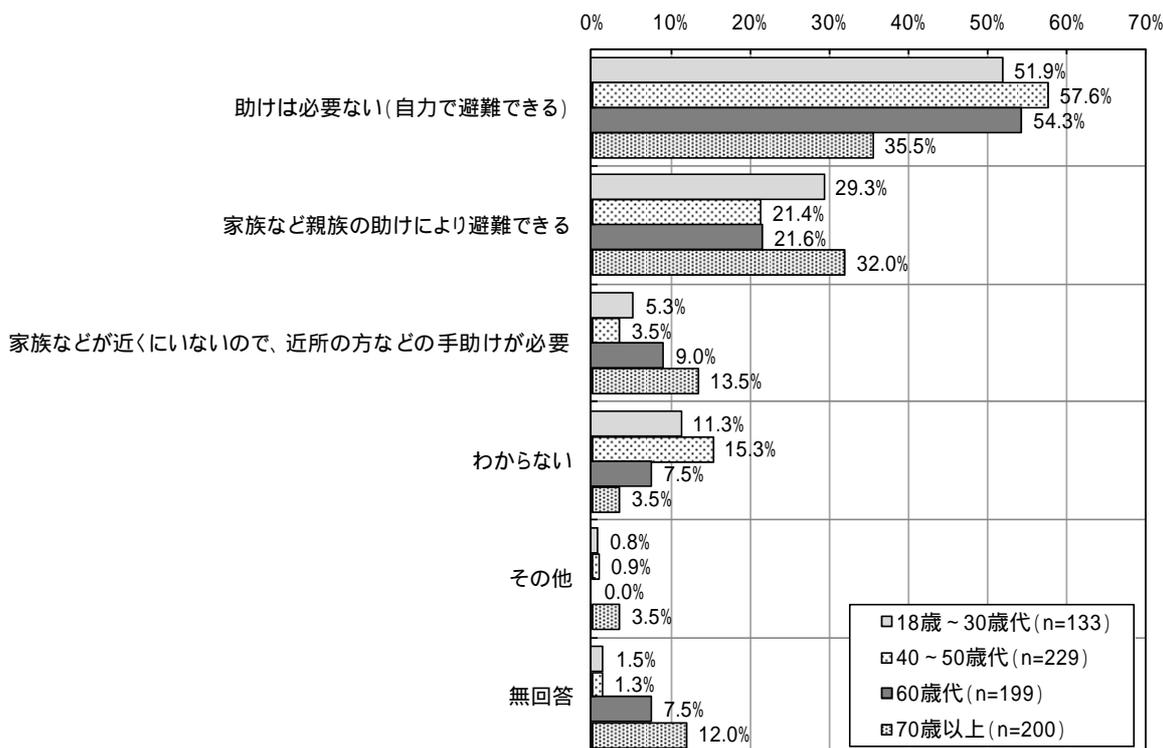
今後参加したいNPOやボランティア活動分野



(9) 平常時からのきめ細かな要配慮者の把握が重要

災害等の緊急時の避難について、「家族などが近くにいないので、近所の方などの支援が必要」である割合は、「60歳代」では約1割、「70歳以上」では1割を超えています。

災害等の緊急時の避難



課題

災害など緊急時には、被害の状況に応じて救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所などによる地域の初動体制の確立が必要です。

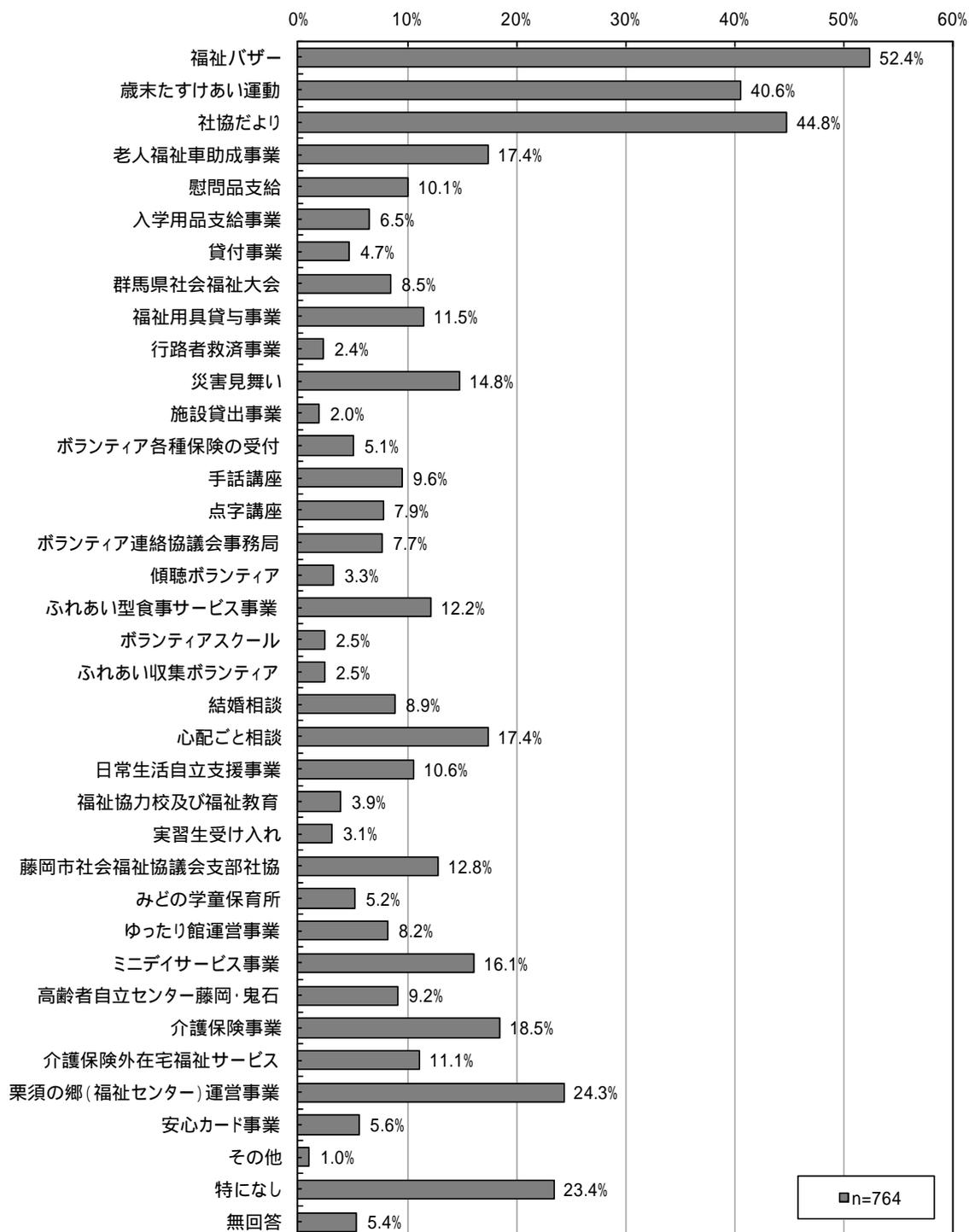
このため、隣近所など身近な地域の中で、平常時からの要配慮者の把握が重要であり、いざという時には支援が必要な人の顔が思い出せる地域づくりが必要です。また、要配慮者支援を前提とした、地域の防災訓練などを実施し、備えることも必要です。

要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。

(10) 多様な生活課題に対するきめ細かな支援の充実

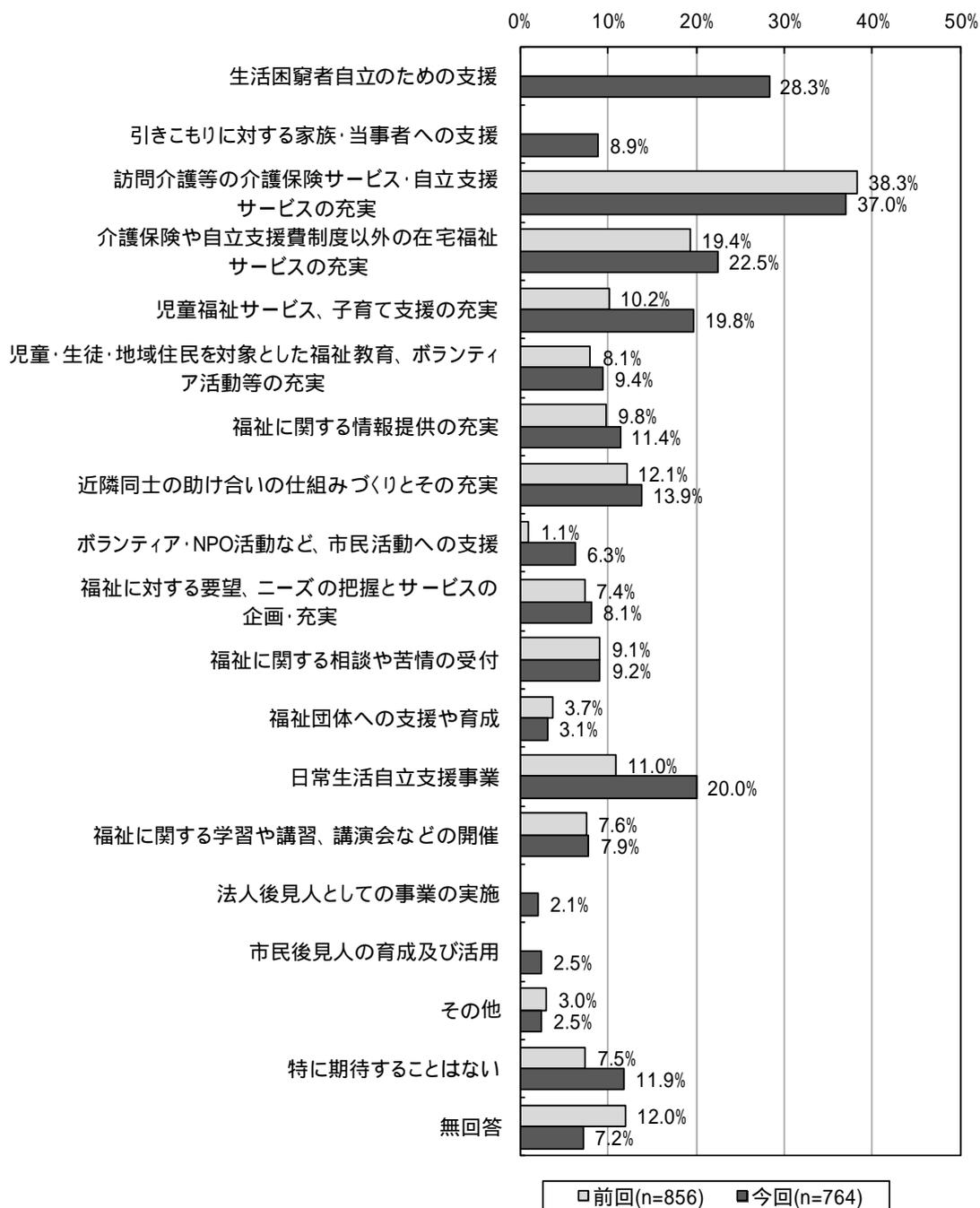
社会福祉協議会の活動の認知度は、「福祉バザー(52.4%)」「歳末たすけあい運動(40.6%)」「社協だより(44.8%)」の割合がいずれも4割を超え高くなっています。

社会福祉協議会の活動の認知度



また、社会福祉協議会に期待することでは、「訪問介護等の介護保険サービス・自立支援サービスの充実」の割合が37.0%と最も高く、「生活困窮者自立のための支援」が28.3%、「日常生活自立支援事業」が20.0%と続いており、前回調査項目になかった生活困窮者の自立支援、日常生活自立支援事業のニーズ増加など、多様な生活課題に対するきめ細かな支援の充実が求められています。

社会福祉協議会に期待すること



グラフ中、「前回」は第1次計画策定時の調査結果

3 地域懇談会からわかる本市の現状

地域住民が地域の様々な課題やその解決策を自ら考え、話し合うことで、互いの現状や生活課題を共有することは、住民主体の地域福祉活動を進めるためには必要です。

このため、この計画に必要な住民自身が考える地域福祉活動や市（行政）や市社会福祉協議会が充実すべき施策の検討などの基礎資料を得ることを目的に、地域懇談会を開催しました。

【参加者】

区長、民生委員・児童委員、ボランティア関係者、婦人会、一般市民

【対象地区等】

対象地区	開催日	参加者数（人）
藤岡地区	平成 25 年 11 月 27 日（水）	43
神流・小野地区	11 月 12 日（火）	46
美土里・平井・日野地区	11 月 22 日（金）	50
美九里・鬼石地区	11 月 21 日（木）	32
	合計	171

（1）分野別の主な地域課題

地域懇談会で話し合われた分野別の主な地域課題は以下のとおりです。

地域交流

- ・隣近所の関係が希薄化し、コミュニケーションが少なくなっている。
- ・老人クラブも減少し、団体活動の機会が少なくなっているため、横のつながりがなくなりつつある。
- ・高齢者同士が集まれるサロン等の拠点が少ない。
- ・同じ地域であるのに、会う機会が少なくなっている。
- ・昔から住んでいる人と新しく越してきた人との交流が少ない。
- ・区に入らないなど、近所付き合いを拒む人もいる。
- ・若者と高齢者の交流機会が少なくなっている。
- ・高齢者ばかりなので、行事に参加する人が減っている。
- ・地域全体であいさつができなくなっている。

地域による支援

- ・認知症の方への支援の方法が難しい。
- ・ボランティア活動を活性化するためには、地域のニーズ情報が必要。
- ・知り合いなど送迎の支援をしても、事故などを起こした場合、責任問題などの不安がある。

子どもや子育て支援

- ・少子化が進み、地域の子どもの数が少なく、地域の行事ができなくなる等の問題が生じている。また、地域の活気も失われつつある。
- ・夜間の小児科がなく不安である。
- ・若い人が少なくなっている。共働き世帯も多く、家族間、地域間の関係も希薄化している。
- ・母子・父子家庭への支援が必要。
- ・子どもが少なく、子どもの声が不足している。
- ・子ども同士が集まって遊ぶ場所がない。

高齢者支援

- ・地域に高齢者が多くなっているばかりでなく、ひとり暮らし高齢者も増えている。
- ・高齢者ばかりになってしまうと、誰が自分の介護をしてくれるか不安になる。
- ・老老介護世帯が増加している。
- ・ひとり暮らしでない、高齢者同士の世帯は状況が把握しにくい。
- ・介護認定を受けていない高齢者は、サービスを利用する機会が減少し、孤立化する傾向がある。
- ・民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者についての情報を持っているが、地域においても必要ではないか。
- ・車に乗れなくなると引きこもりの原因となる。
- ・訪問など見守りが必要な高齢者のうち、支援が迷惑に感じる高齢者もいる。
- ・認知症高齢者の介護など、在宅でのつきっきりの介護が必要な場合がある。
- ・筋トレ、コーラスなど参加してない引きこもりがちな高齢者を参加させるにはどのようにしたらよいか。また、認知症高齢者の場合、家族が外に出したがる傾向もある。
- ・高齢のため、買い物、通院など外出する手段がない。
- ・班に入っていないひとり暮らし高齢者の把握ができない。個人情報保護も足かせとなっている。
- ・高齢者が多くなってきており、運転など交通事故の増加が心配である。
- ・ひとり暮らし高齢者が増加しており、孤独死する高齢者も増えている。
- ・子どもと同居している高齢者でも、支援が必要な人は多くいる。

障がい者支援

- ・ 日中活動に結び付かない障がいのある人は、引きこもってしまう。
- ・ 高齢者だけでなく障がいのある人に対してもきめ細かな支援が必要である。
- ・ 安心カードが必要な人、透析患者などは地域で把握しにくい。

災害時の対応

- ・ 災害がないと思い、安心しきっている。
- ・ 小学校が避難所になっているが、身近な地域においても避難できる場所があればよい。
- ・ 大雨による水害が心配である。
- ・ 災害時、避難場所に行くまでの道に危険箇所があり、何とかしたい。

まちの環境

- ・ ゴミの分別ができない、出す時間・日を守れないなど、マナーが低下している。
- ・ 歩道が狭く段差があり、高齢者等にとっては危険である。
- ・ 通学路など外灯が少なく危険である。
- ・ 公園の管理がされてなく、子どもが安心して遊べない。
- ・ 道路の角地など、雑草が多く、誰も刈らない。
- ・ 文字が読めない外国人がいるため、ゴミの分別ができない場合がある。
- ・ 狭い抜け道など、自動車とすれ違うこともあり、高齢者が危険な思いをしている。
- ・ スピードを出す車が多く危ない。
- ・ 耕作放棄地、空き家が増加している。
- ・ 猪、狸、鹿等の野生動物の発生が迷惑しており、子ども、高齢者への危害が心配である。
- ・ 不審者の出没があり、子どもや女性が心配である。
- ・ 不法投棄がある。
- ・ 高齢化により、道路の清掃などができない状況にある。
- ・ バス停が坂の上であり、高齢者では利用しにくい。

個人情報

- ・ 個人情報保護の関係などで、近所の状況がわかりづらい。
- ・ 個人情報の問題もあり、人に聞きながら見守りなどの活動を行わなければならない。

経済的な問題

- ・ 病気や入院などで収入がないなど、生活保護世帯が増えている。
- ・ 若い人で、生活保護を安易に受ける傾向がある。
- ・ 地域住民が生活保護受給者と関わるのは困難な部分が多く、生活保護者は孤立しがちである。

地域の人材

- ・地域の役員が不足している。
- ・サロン、筋トレ体操など地域活動のボランティアが不足している。
- ・地域の役員など、若い人の担い手がいない。

その他

- ・人口の減少問題
- ・未婚者の増加
- ・伝統芸能後継者不足
- ・限界集落化の進行及び対応
- ・市営住宅の数が少なく、空き待ちが多い。
- ・泥棒など犯罪が多くなっている。
- ・オレオレ詐欺などの迷惑電話の増加
- ・地域の回覧物の円滑な伝達



写真：地域懇談会（美土里・平井・日野地区）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次計画の基本理念は、第1次計画の基本理念を継承します。

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

住みやすい環境で、地域の人がお互いに支え合い、
誰もが生涯輝いて暮らせる地域を目指します。

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けるためには、地域住民をはじめ、地域関係組織、市（行政）、市社会福祉協議会が協働して市民の生活課題を解決するための地域福祉を推進することが必要です。

2 基本目標

第2次計画の基本目標は、第1次計画の基本目標を継承します。

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

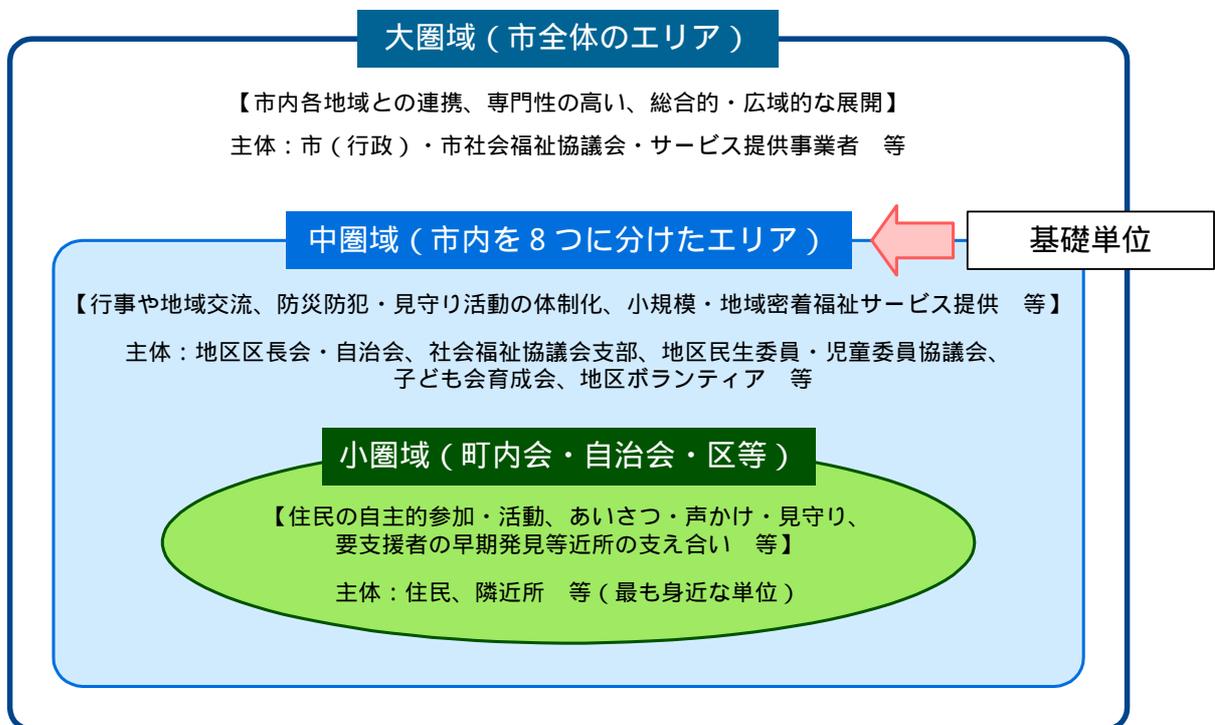
基本目標2 人がつながり交わりのある地域づくり

基本目標3 魅力あふれ活力のある地域づくり

3 福祉圏域

地域福祉を効果的に推進するためには、市を全体とした専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、町内会・自治会・区等の住民による見守り活動等、市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

このため、社会福祉協議会支部を、本計画における福祉圏域の基礎単位と位置づけ、地域課題の共有圏域、見守り活動の体制化、住民参加型在宅福祉サービスなど小地域活動拠点の組織化を推進するとともに、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等を整備していくこととします。



福祉圏域の基礎単位（社会福祉協議会支部）

藤岡支部、神流支部、小野支部、美土里支部、
美九里支部、平井支部、日野支部、鬼石支部

4 計画の体系

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

【施策の方向】

1 地域福祉のための人づくり

地域福祉意識の醸成 P.44
 地域福祉活動を担う人材の育成 P.45
 福祉教育・福祉学習の推進 P.48

2 安心して利用できる福祉サービスの充実

情報提供の充実 P.49
 専門的な相談体制の充実 P.51
 福祉サービスの充実 P.52

3 安全・安心のまちづくり

避難行動要支援者の支援方策 P.56
 地域の組織化支援と機能の強化 P.58
 一人ひとりの人権の尊重 P.58
 防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進 P.61

基本目標2 人がつながり交わりのある地域づくり

【施策の方向】

1 情報の共有ができる地域づくり

地域における情報共有の促進 P.63
 地域ネットワーク機能の充実 P.64
 地域の実態とニーズの把握推進 P.65

2 地域による早期発見・早期対応の仕組みづくり

地域の見守り体制の充実 P.66
 身近な相談体制の充実 P.67
 地域と専門職の連携体制の充実 P.68

3 地域交流のあるまちづくり

声かけ・あいさつ運動の推進 P.69
 交流活動の促進 P.70

基本目標3 魅力あふれ活力のある地域づくり

【施策の方向】

1 地域福祉活動基盤の充実

交流の場の充実 P.71
社会福祉協議会活動の推進 P.73

2 美しく快適なまちづくり

住環境美化の促進 P.74
外出支援の充実 P.76

第4章 本市における地域福祉の展開

基本目標 1

安心して暮らせる仕組みづくり

1 地域福祉のための人づくり

現 状

市民の生活課題は多様化、複雑化し、個人や家庭の力だけでは解決できないことが多く、身近な地域での支え合いや助け合いが必要になっています。

核家族化の進行、共働き世帯の増加等の地域状況の変化により、特に若い世代など幅広い年齢層の担い手が確保できない状況にあります。

地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでいます。

地域では、班や自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携し、地域福祉活動の担い手となっています。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、各種の福祉教育や養成講座などの開催を通じ、福祉の心や社会的連帯感の醸成、地域福祉活動の担い手の育成を進めています。

市民意識調査から、市民の地域活動やボランティアへの関心が高まっています。

課 題

すべての市民に対して、年齢の違いや障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、尊重しながら支え合う意識を十分に浸透させることが必要です。

地域の福祉課題のニーズに即した人材の育成が必要です。

団塊の世代など退職者の能力を活用した活動機会を拡大するとともに、地域福祉活動への参加を促すことが必要です。

藤岡市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」、市社会福祉協議会のボランティアセンターの連携を強化した担い手の育成が必要です。

地域福祉意識の醸成

市民や地域ができること

市（行政）や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に興味を持ち、目を通します。

地区で実施される地域活動や市（行政）市社会福祉協議会が企画する地域福祉に関するイベントなどに積極的に参加し、理解を深めます。

地域住民に対し、地域福祉活動の状況をわかりやすく伝え、地域福祉活動の情報や実践の機会を提供します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
支え合う福祉意識の醸成	地域福祉活動の必要性や活動事例を、市のホームページや広報紙などを通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。 地域福祉に関する講演会、講座、イベントなどを開催し、地域福祉の考え方を周知します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
「社協だより」の有効活用	地域福祉活動の必要性や活動事例を、「社協だより」やホームページ等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。

地域福祉活動を担う人材の育成

市民や地域ができること

自らが地域福祉活動の担い手であることを認識します。
町内会・自治会・区、民生委員・児童委員などの活動への理解を深め、活動に協力します。
幅広い世代からの担い手を確保し、後継者育成に取り組みます。
地域の誰もが参加しやすい活動内容・雰囲気づくりに努めます。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・地域全体でコミュニケーションをとって、地域の役員等の担い手を確保する。
- ・積極的な声かけや回覧で募集するのはどうか…。
- ・ボランティアなど専門的な活動を行うときには、インストラクターを派遣してもらいたい。
- ・地域のリーダーを育成する必要がある。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
コミュニティソーシャルワーカーの設置【新規】	生活困窮者など継続的な支援が必要な方を総合的に支援するために、市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを設置するための支援を充実します。	福祉課
民生委員・児童委員への支援	地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。 民生委員・児童委員活動の資質の向上を図るため、各種研修会を充実します。 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報提供や地域関係者との情報共有のあり方について、検討を行います。 民生委員・児童委員の認知度向上のための周知を強化し、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。	福祉課
ボランティア活動の支援	市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」の機能を強化するとともに、市社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図ります。	生涯学習課
多様な人材の育成	地域の関係者や市社会福祉協議会との連携を強化し、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。	福祉課

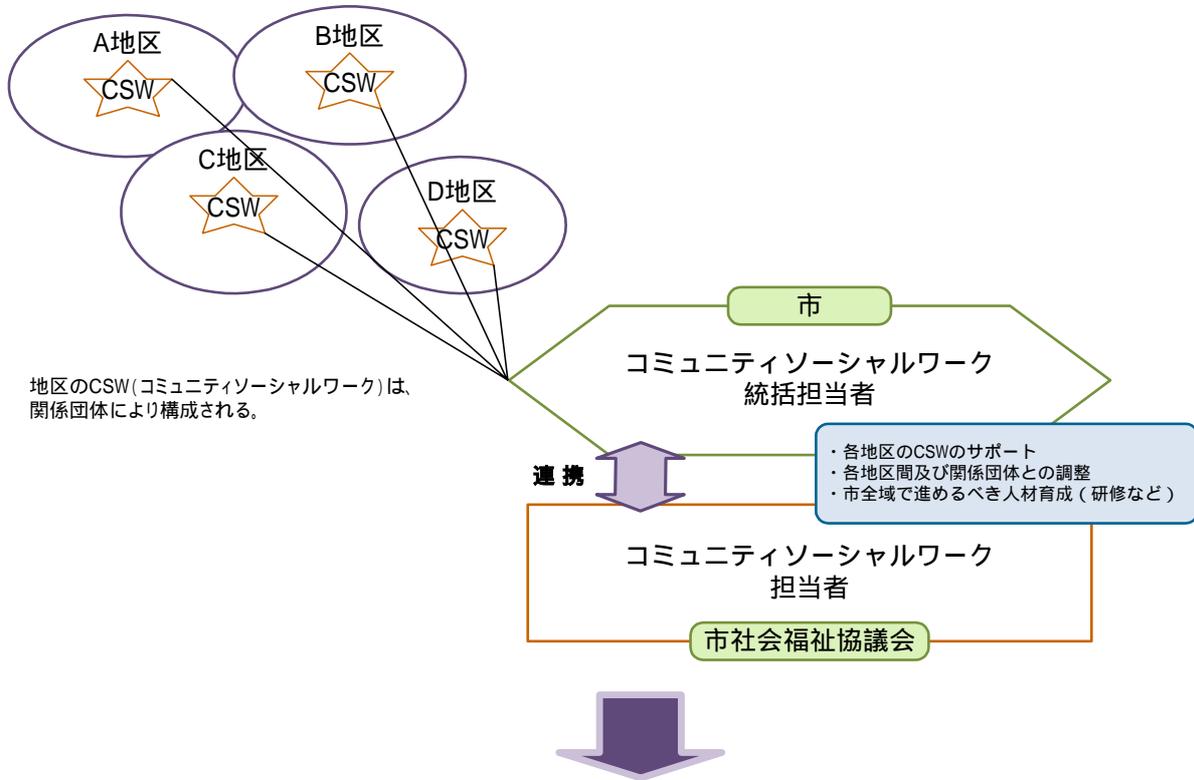
【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容												
ボランティア活動の支援	<p>ボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行なおうとする個人及び団体の登録を促進します。</p> <p>ボランティア団体支援事業を充実します。</p> <p>ボランティア活動保険制度を周知し、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。</p> <p>幅広い分野で行われているボランティア活動を普及、活性化するために、ボランティアセンターの認知度を高めるとともに機能を強化します。</p> <p>市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」との連携の強化を図るため、連絡協議会を設置します。</p>												
ボランティア養成講座の開催	<p>ボランティア活動のきっかけ作りとしての各種養成講座を実施します。</p> <p>各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップ体制を強化します。</p> <p>多くの市民が参加しやすいような受講環境を検討します。</p> <p>【養成講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアスクール ・手話通訳奉仕員養成講座(基礎・入門) ・点訳奉仕者養成講座 												
コミュニティソーシャルワーカーの設置【新規】	<p>生活困窮者など継続的な支援が必要な方を支援するために、総合的な支援を行うことができる職員を配置します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティソーシャルワーカーの設置</td> <td>検討 →</td> <td>設置 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	コミュニティソーシャルワーカーの設置	検討 →	設置 →			
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
コミュニティソーシャルワーカーの設置	検討 →	設置 →											



写真：点字ボランティア活動の様子

地域福祉総合推進体制
(コミュニティソーシャルワーク)



地区のCSW(コミュニティソーシャルワーク)は、関係団体により構成される。

市内関係機関の 連絡協議会の開催

地域包括支援センター連絡協議会、障がい者地域総合支援協議会、要保護児童対策地域協議会の構成員

< 機能 >

地区を超えた課題に円滑な対応をするための連絡調整
全地区の課題解決に向けた社会資源の把握・評価や改善・開発など

自治会・町内会の代表者
民生委員・児童委員の代表者
市社会福祉協議会
地域包括支援センター
障がい者相談支援事業所

児童家庭相談室
子育て支援センター
医療機関
保健所
共助の仕組みのNPO法人等

福祉教育・福祉学習の推進

市民や地域ができること

家庭において福祉について話し合います。
子どもから高齢者まで、福祉への関心を高め、信頼できる情報源から福祉についての学びを深めます。
地域における子育て支援事業や高齢者福祉事業を広め、地域住民との実践の機会を充実し、福祉教育や学習の推進に協力します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
福祉教育・福祉学習の推進	家庭、学校、関係機関・団体、市社会福祉協議会等が連携し、高齢者や障がいのある人、幼児などとの交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、幼少期からの“福祉の心”の醸成を図ります。 子育てや介護、障がいのある人への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図ります。	福祉課 学校教育課 生涯学習課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容												
福祉教育の推進	地域や学校での福祉教育を実施します。 学校関係者との連携や情報交換を充実するために、福祉教育に関する連絡会の設置について検討します。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉に関する連絡会の設置</td> <td style="text-align: center;">検討 →</td> <td style="text-align: center;">設置 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	福祉に関する連絡会の設置	検討 →	設置 →			
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
福祉に関する連絡会の設置	検討 →	設置 →											
各種募金活動などの推進	赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動への参加と理解を促進し、寄付文化を醸成します。												

2 安心して利用できる福祉サービスの充実

現 状

急速な少子化・核家族化の進行、共働き世帯の増加により、家庭及び地域を取り巻く環境は変化し、家庭や地域の子育て力が低下しています。また、こうした子育て環境の変化により、育児不安、育児困難、虐待等に悩む母親が増加していることがうかがえます。

高齢化とともに核家族化が進行しており、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、支援が必要な高齢者が増加しています。また、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の世帯も増加しています。

支援が必要な人の生活課題に対するニーズは多様化し、重複化・深刻化するケースも少なくありません。

課 題

高齢者、障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるよう、地域との連携による保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実が求められています。

少子高齢化や核家族化の進行などの社会状況の変化に柔軟に対応するための福祉サービスの充実が求められています。

制度による福祉サービスの提供だけでは解決できない生活課題も潜在化しているため、地域の特別なニーズを把握し、個々の生活課題へ対応できる仕組みを構築することが必要です。

情報提供の充実

市民や地域ができること

信頼できる情報源から福祉についての情報を収集します。

市（行政）や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に興味を持ち、目を通します。

地区で実施される地域活動の情報を地域に広めます。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
情報提供の充実	<p>広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスを必要としている人が、サービス内容やサービス提供事業者等の情報が得られるよう、利用する側に立った効果的な情報を発信・公開します。</p> <p>地域福祉活動者が市の社会資源を有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者等と連携した情報提供体制を強化します。</p> <p>地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、市社会福祉協議会と連携した情報提供の強化を図ります。</p>	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
情報提供の充実	<p>市社会福祉協議会が実施する事業の周知や福祉情報の認知度向上のため、「社協だより」の発行を充実します。また、発行回数やページ数などについて検討し、市民に親しみやすい紙面づくりに努めます。</p> <p>区長会などを通じ、市社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。</p>



写真：安心カード

専門的な相談体制の充実

市民や地域ができること

ひとりで悩まず、早期に相談します。
困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関等につなげます。
相談窓口や地域の相談員などの情報を把握します。
相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めます。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・地域では物忘れや認知症を抱える高齢者が増加しており、地域と病院の連携が必要である。また、認知症高齢者を在宅で介護する家族に対する支援が必要である。
- ・市の広報紙を活用して、子育て、高齢者、障がいのある人それぞれの相談員の情報提供を行う必要がある。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
相談機関の連携強化	多様化・重複化した生活課題に対応するため、児童、高齢者、障がいのある人などの保健・福祉相談機能の横断的な充実を図ります。	健康づくり課 福祉課 介護高齢課 子ども課
相談員の専門性の向上	相談員の資質の向上を図るため、各種研修会を充実します。	健康づくり課 福祉課 介護高齢課 子ども課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
各種専門会議との連携強化	市（行政）の地域ケア会議、民生委員児童委員協議会定例会、区長会、地域サロンなどに参加し、地域課題の把握に努めるとともに、地域に必要な福祉サービスを検討します。

福祉サービスの充実

市民や地域ができること

地域に必要な福祉サービスを話し合い、市(行政)や市社会福祉協議会に提案します。
制度上の福祉サービスについての理解を深めます。

【市(行政)の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
子育て支援の充実	市の計画に基づき、地域子育て支援センターの機能強化、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの充実、子育てサロンの支援強化など、地域における子育て支援の充実を図ります。 地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。	子ども課 生涯学習課
高齢者福祉施策の充実	市の計画に基づき、介護予防ボランティアの育成支援、サロン活動の充実など、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進します。	介護高齢課
障がい者施策の充実	市の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実するとともに、相談支援事業や地域生活支援事業の充実を図ります。	福祉課
健康づくりの推進	市の計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健事業を充実します。	健康づくり課
生活困窮者の自立支援	生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するために、就労などその他の自立に関する相談体制などを推進します。	福祉課
福祉サービスの質の向上	福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組みます。	健康づくり課 福祉課 介護高齢課 子ども課
苦情解決体制の整備	福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容などの情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。	福祉課

施策・事業	内容	主な所管課
市の実態に即した福祉サービスの推進	地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、市の実態に即した福祉サービスの充実や質の向上へとつなげるための体制を強化します。 買い物の代行や簡単な家事支援、外出支援など、高齢者等の日常生活を支える、住民参加型在宅福祉サービスの実施について検討します。	福祉課
サービス提供事業者への支援	福祉サービス事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
ふれあい型食事サービス事業の推進	市内及び近隣に子どもがいない、独居・高齢者世帯で食事を作ることが難しい高齢者へ配食サービスを提供します。 配食サービスを通じた、利用者の地域での孤立を防止します。 市内全地区の実施を目指すため、ボランティアの育成、募集を行います。
日常生活自立支援事業の推進	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かり等を行います。 「社協だより」、地域ケア会議、講演会等を通じた利用啓発活動を行うとともに、必要と思われる方への適切な情報提供を充実します。 より充実したサービスとするために、生活支援員の研修会を実施します。
小口生活資金貸付事業の推進	市内に3か月以上在住し、やむを得ない事情により生活に困窮する人で、一時的に生活費・医療費等の支出が困難な方に対し貸付を行います。 ケースワーカーや民生委員・児童委員との連携を強化し、利用者に対するきめ細かな相談対応を充実するとともに、貸付後の継続的な支援を強化します。
生活福祉資金貸付事業の推進	対象となる低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる方に対して貸付を行います。 県と連携し、利用者に合わせて支援を充実します。

施策・事業	内容												
<p>介護保険事業、障がい福祉サービス、子育て環境の充実</p>	<p>職員に対する研修を実施し資質の向上を図り、介護保険事業、障がい福祉サービスを充実します。</p> <p>【介護保険事業、障がい福祉サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護 ・通所介護事業 ・障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護・生活介護・就労継続支援) ・地域生活支援事業(移送支援) <p>ボランティアとの連携を強化したサービス提供体制を充実します。</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る学童保育所を運営します。</p> <p>【学童保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどの学童クラブ <p>小学校に就学する児童の保護者で、新入学に伴う学用品の購入が困難であり、収入が生活保護基準程度以下及び非課税世帯に対し、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動募金を使い、ランドセルのプレゼントを行います。</p> <p>【新規】父子及び母子家庭などへ、情報交換や交流が出来る機会を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1294 1401 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父子及び母子家庭などの交流会</td> <td>調整・情報収集</td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	父子及び母子家庭などの交流会	調整・情報収集		実施		
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
父子及び母子家庭などの交流会	調整・情報収集		実施										
<p>福祉機器貸付事業の推進</p>	<p>介護を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、車いすの貸出を行います。</p>												
<p>福祉車両購入補助事業(シルバーカー)の推進</p>	<p>シルバーカーを購入する方に対し、購入費の一部を助成します。必要台数の把握を強化し、継続的に実施します。</p>												

施策・事業	内容					
<p>新たな課題に対応した地域福祉活動の創出</p>	<p>支援が必要な人の日常生活上の支援から地域包括ケアシステムの構築まで、地域住民、関係機関・団体、ボランティア、市(行政)などと連携し、地域に必要なインフォーマルサービスを検討します。</p> <p>引きこもりの方を抱える家族を支援するサロンの創設、生活困窮者など深刻な生活課題に対応するための市(行政)を含めた地域のセーフティネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。</p>					
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
<p>専門性の高いサロン</p>		準備 →	勉強会 →	実施 →		



写真：サロンの様子

インフォーマルサービス：家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置づけられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用する。

3 安全・安心のまちづくり

現 状

区長会、民生委員・児童委員等による訪問活動など、地域住民による要配慮者の現状把握や見守り活動が実施されています。

いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年を迎えるにあたって、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの急激な増加が見込まれており、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用ニーズが増加すると予測されます。

児童や高齢者への虐待の表面化、配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）、社会的排除の状況にある人の孤立化等、様々な社会問題が増加しています。

課 題

避難行動要支援者登録制度への理解や登録促進が必要です。

個人情報の保護等、地域での情報共有の正しい知識の普及啓発が必要です。

災害等の緊急時には、要配慮者の救助など身近な地域での初動体制の確保が必要です。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が、地域において安心して自立した生活を送り続けることができるための権利擁護体制の充実が求められています。

すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

制度の狭間にある人など、支援を必要としている人を早期に発見し、地域の人材や資源などあらゆる社会資源を活用した生活課題の解決促進など、重層的なセーフティーネットの構築が必要です。

避難行動要支援者の支援方策

市民や地域ができること

日ごろから防災に対する意識を深めます。

災害時など緊急時を想定した備え、避難方法について考えます。

避難行動要支援者登録制度について理解を深め、協力します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
避難行動要支援者の支援体制の強化	<p>避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関との情報を共有するなど、災害時の支援体制に係る地域との連携を強化します。</p> <p>災害時の初動対応に係る支援者の確保に努めます。</p> <p>災害時に高齢者や障がいのある人、児童、乳幼児などが適切に避難できるよう「避難行動要支援者支援計画」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。</p> <p>福祉避難所の確保など災害時にも対応できる公共施設の整備に努めます。</p> <p>事業者との事前協議を推進し、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。</p>	地域安全課 福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容												
避難行動要支援者の支援体制の連携強化	<p>市（行政）との連携を強化し、避難行動要支援者等の情報共有体制を確保します。</p> <p>災害時における、市（行政）、県社会福祉協議会、近隣市町村社会福祉協議会との連携体制を確保します。</p>												
災害時ボランティア支援の強化	<p>関係機関等と連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うなど、災害時におけるボランティア体制を充実します。</p> <p>災害時ボランティア活動マニュアルを作成します。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時ボランティア活動マニュアルの作成</td> <td style="text-align: center;">準備 →</td> <td style="text-align: center;">作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	災害時ボランティア活動マニュアルの作成	準備 →	作成			
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
災害時ボランティア活動マニュアルの作成	準備 →	作成											

災害対策基本法等の一部を改正する法律により、「災害時要援護者は、避難行動要支援者」、「要支援者は、要配慮者」に名称変更となりました。

地域の組織化支援と機能の強化

市民や地域ができること

地域福祉のために必要な組織について話し合い、市（行政）や市社会福祉協議会とともに検討します。
地域福祉活動を担う組織づくりに協力します。
社会福祉協議会支部の活動への理解を深め、協力します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
地域組織化機能の支援と強化	地域における見守り組織、防災組織、防犯組織等の組織化支援を強化するとともに、各種マップづくりなどの具体的な活動支援を充実します。	地域安全課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
社会福祉協議会支部への支援強化	地域住民に最も身近な福祉活動基盤として期待される社会福祉協議会支部への支援を強化し、小地域での福祉活動を活性化します。

一人ひとりの人権の尊重

市民や地域ができること

お互いの人権を尊重します。
権利擁護や人権などについての理解や知識を深めます。
不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
権利擁護の普及と啓発	日常生活自立支援事業や成年後見人制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。	福祉課

施策・事業	内容	主な所管課
権利擁護の普及と啓発 (つづき)	<p>判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、日常生活自立支援事業¹の利用支援や成年後見制度²の利用促進を行います。</p> <p>民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。</p> <p>その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション³の理念を地域に普及します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のための、社会的包摂(ソーシャルインクルージョン³)についても普及啓発します。</p>	福祉課
虐待、DV防止の連携強化	<p>地域における見守り体制の充実を図ります。</p> <p>児童、高齢者等への虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。</p> <p>虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。</p>	市民相談課 福祉課 介護高齢課 子ども課
男女共同参画の推進	<p>男女がともにあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。</p>	市民相談課 福祉課

1(日常生活自立支援事業): 認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行うもの。

2(成年後見制度): 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利等を保護する制度。

3: ノーマライゼーションと社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)

社会的包摂とは、けっしてみんなを同じ価値観や生活様式に同化させることではなく、その人らしさ、あるいはお互いの違いを認めあい、共生していく姿である。福祉教育では、一人ひとりの違いと向きを大切にしてきた。同時に、違っていても「仲間外れにしない」という非排除の原則が前提になければならない。このことは、人権を基盤に共生の文化をつくるというノーマライゼーションの考え方である。

出典: 全国社会福祉協議会「社会的包摂にむけた福祉教育」より引用

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容												
日常生活自立支援事業の推進 [P.50 再掲]	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。</p> <p>「社協だより」、地域ケア会議、講演会等を通じた利用啓発活動を行うとともに、必要と思われる方への適切な情報提供を充実します。</p> <p>より充実したサービスとするために、生活支援員の研修会を実施します。</p>												
成年後見制度の推進	<p>財産の管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分でおこなうことが困難だと考えられる認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などへの成年後見制度の利用普及を図るための広報周知活動に努めます。</p> <p>成年後見制度法人後見活動¹実施に向けた検討を行います。</p> <p>市民後見人²の育成に向けた検討を行います。</p> <table border="1" data-bbox="555 965 1401 1126"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民後見人の育成</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">5年のうちに、勉強会・講演会等を実施</td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	市民後見人の育成	5年のうちに、勉強会・講演会等を実施				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
市民後見人の育成	5年のうちに、勉強会・講演会等を実施												

1：法定後見制度とは、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定し、主に本人あるいは配偶者または四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を成年後見人等に選任する制度。

2：市民後見人とは、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民が後見人としての役割を担うこと。

防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進

市民や地域ができること

日ごろから防災・防犯、交通安全に対する意識を深めます。
地域の防災・防犯活動、交通安全のための運動に参加します。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

・外灯が少なく、不審者の出没もあり、現行のパトロールの頻度を上げたり、パトロール員の数を増やす必要がある。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
防災・防犯に強いまちづくりの推進	防災・防犯に配慮したまちづくりを推進します。	地域安全課
交通安全対策の充実	子どもや高齢者などの交通弱者の交通事故を防止するため、交通安全教室の充実や地域の見守り活動を促進します。	地域安全課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
安心して暮らせるまちづくりの推進	高齢者に対し、ミニデイサービスなどを通じ、交通安全、防犯、詐欺など消費生活に関する啓発活動を充実します。
安心カード事業の推進	ひとり暮らし高齢者、障がいのある人などに対し、急病などの緊急時に、迅速適切な救急処置ができるよう、安心カードを交付します。

安心カード：自分の住所・氏名のほか、医療情報や緊急連絡先などを記入して、専用容器に入れたものを冷蔵庫の中に設置しています。

基本目標
2

人がつながり交わりのある地域づくり

1 情報の共有ができる地域づくり

現 状

核家族化の進行により、地域で孤立しがちな子育て世帯、高齢者世帯が増加する中、支援が必要な人の情報が把握しにくくなっています。

市（行政）では、民生委員・児童委員や地域包括支援センター職員による高齢者等の訪問調査、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業などを実施し、支援が必要な人の把握に努めています。

常時支援が必要な人の増加に伴い、地域においては隣近所など身近な単位の見守り支援活動を行いたい人も増加しています。

課 題

地域の潜在化したニーズや生活課題を発見するためには、民生委員・児童委員などの従来からの調査に加え、班や区など身近な地域における支援が必要な人の把握及び関係者間の情報共有が必要です。

地域で発見された生活課題を解決につなげていくためには、関係者間で情報を共有し、きれ目のない支援体制を構築することが必要です。

地域福祉活動を効果的に推進するためには、福祉圏域の各段階での情報共有を基に、関係機関・団体等のネットワークを構築し、隣近所や民生委員・児童委員、ボランティアなどによる身近な支援体制から、専門的な対応が必要な支援については、より広域的なネットワークを通じて公的なサービスにつなぐ支援体制の確立が求められています。

地域における情報共有の促進

市民や地域ができること

個人情報の保護等、地域での情報共有の正しい知識を身に付けます。
困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関等につなげます。
地域の生活課題について話し合い、解決方法等を市民同士で共有し、市（行政）や市社会福祉協議会に提案します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
地域懇談会の開催支援	地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、市社会福祉協議会が実施する地域懇談会の開催を支援します。	福祉課
地域の協議会、定例会開催時における情報提供	市社会福祉協議会と連携し、地域の協議会、定例会開催時における、地域福祉活動に係る情報提供を充実します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容				
地域懇談会の開催による情報共有	地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、地域懇談会を定期的で開催します。				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地域懇談会の開催		隔年開催 →		→	

地域ネットワーク機能の充実

市民や地域ができること

隣近所の自主的な見守り活動を、地域福祉活動を担う組織へとつなげます。
関係機関・団体、市（行政）、市社会福祉協議会との連携を深めます。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
地域の連携体制の強化	公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせて地域の課題を市全体で解決するための総合的な地域福祉推進体制(コミュニティソーシャルワーク)を整備します。	福祉課
多職種連携による支援体制の強化	多様化・複雑化、重複化した地域課題に対応するため、地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などの多職種の連携を強化します。	福祉課 子ども課 介護高齢課
地域ネットワーク機能の充実	区長会、地区民生委員児童委員協議会などの地域ネットワーク機能を強化するため、関係者・団体による地区福祉協議会の開催について検討します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
地域ネットワーク機能の強化	相談支援から具体的な支援まで、早期対応を図るための専門機関や市（行政）などとのネットワーク機能を強化します。
地域福祉活動者との連携の強化	地域の実情に即したきめ細かな地域福祉活動が推進できるよう、区長会、民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会などとの連携を強化します。
福祉サービス事業者との連携の強化	ボランティアニーズの把握など、福祉サービス事業者との連携を強化します。

地域の実態とニーズの把握推進

市民や地域ができること

地域懇談会に積極的に参加します。

隣近所の変化などちょっとした気づきを、地域の関係者へとつなげます。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・ひとり暮らしでない高齢者同士の世帯は状況が把握しにくく、民生委員・児童委員との協力により把握することも必要ではないか…。
- ・子どもと同居している場合声をかけにくい、支援を必要としている高齢者は多くおり、意向調査が必要ではないか…。
- ・支援が必要な人の情報は、民生委員・児童委員だけでなく、地域において身近な区長も共有したほうがニーズの把握につながるのではないかと…。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
地域課題及びニーズの把握推進	市社会福祉協議会が開催する地域懇談会を支援し、地域課題の把握に努め、地域の自主的な取組みに対する行政支援を充実します。 地域懇談会で話し合われた地域課題を解決する仕組みとして、社会福祉協議会支部設置を支援します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
地域懇談会の開催	地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化を進めるため、地域懇談会を定期的で開催します。
積極的なアウトリーチの推進	コミュニティソーシャルワーカーを中心に、積極的なアウトリーチを推進し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題の発見を強化します。

アウトリーチ：手をのばす・手を差しのべるといった意味で、地域福祉においては、各種訪問活動や普及活動に代表される活動をさし、行政や関係機関・地域団体などが地域の潜在的なニーズに対して積極的に手を差しのべ、課題の解決に取り組むことをいう。

2 地域による早期発見・早期対応の仕組みづくり

現 状

制度の狭間にある人、引きこもり、サービス利用拒否者など、地域には潜在的な支援が必要な人が増加していることがうかがえます。

生活課題や福祉課題を抱えているにもかかわらず、どこに、誰に相談してよいか悩んでいる人が増加しています。

課 題

制度の狭間にある人など、支援を必要としている人を地域住民との連携により早期に発見し、その早期解決に向け、関係者や専門機関などあらゆる社会資源を活用した重層的なセーフティーネットの構築が必要です。

地域で支援を必要としている人に対して、早期に適切な支援に結び付けることができるよう、多様な人材を活用した身近な地域における相談・連絡体制の確立が必要です。

地域の見守り体制の充実

市民や地域ができること

日頃から近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。
地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めます。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・地域に高齢者が多くなり、声かけを行うのはもちろんのことだが、声をかける方法も考える必要がある。
- ・常時の見守りには、地域、事業者などと連携した体制づくりが必要である。
- ・近所での見守りを行うには、見守り対象者との信頼関係を築く必要がある。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内 容	主な所管課
声かけ・見守り活動の充実	地域住民、民生委員・児童委員、関係機関・団体、市（行政）等が連携した見守りが必要な人の早期把握と継続した見守り活動を推進します。 地域支援事業等、福祉サービスと連携した重層的な見守り体制を構築します。	福祉課

施策・事業	内容	主な所管課
声かけ・見守り活動の充実(つづき)	地域における支え合い活動の一環としての「支え合いマップづくり」を支援します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
地域の見守り体制との連携強化	区長会、民生委員・児童委員などが行う見守り活動を推進するとともに、地域住民、専門機関、市(行政)等と連携した対応を強化します。社会福祉協議会支部単位での、重層的な見守り活動を支援します。

身近な相談体制の充実

市民や地域ができること

困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関等につなげます。
民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めます。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

・できるだけ相談にのり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関につなげる必要がある。

【市(行政)の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
身近な相談体制の充実	地域住民、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの関係組織との連携を強化した身近な相談体制を強化します。	福祉課
相談体制の周知強化	民生委員・児童委員など地域における身近な相談員から専門的な相談窓口まで、早期に相談ができるようにするための周知を強化します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
各種相談事業の充実	多様化している心配ごと等の相談に対応できるように、相談員や日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員などの資質の向上を図り、相談対応を充実します。 【相談事業】 ・心配ごと相談 ・結婚相談
身近な相談体制の充実	民生委員・児童委員など地域の相談員と連携し、地域の新たな人材を活用した身近な相談員の育成に努めます。 コミュニティソーシャルワーカーを中心とした、社会福祉協議会支部単位での相談体制の構築を検討します。

地域と専門職の連携体制の充実

市民や地域ができること

- ・ 地域の見守り活動を強化し、関係機関などと連携します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
地域の連携体制の強化 (再掲)	公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせて地域の課題を市全体で解決するための総合的な地域福祉推進体制(コミュニティソーシャルワーク)を整備します。 地域による早期発見を促進するとともに、専門職による早期対応につなげるための体制づくりを強化します。	福祉課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
福祉・保健・医療の連携体制の構築	多様化、重複化した生活福祉課題に対応するため、福祉・保健・医療との連携体制を強化します。 生活福祉課題を抱え、社会的に孤立している住民に対しては、専門性の高いサロンに結び付けます。 相談支援事業を充実するとともに、引きこもりや心の病、家族支援などに対応するため、専門機関と連携したサロン事業を推進します。

3 地域交流のあるまちづくり

現 状

隣近所と顔を合わせる機会の減少により、近所付き合いの希薄化が進んでいます。
地域社会における人間関係の希薄化とともに、個人のライフスタイルの多様化など様々な理由により地域に目を向ける、あるいは地域活動に参加する余裕がないなど地域を取り巻く環境は変化しています。

課 題

声かけ・あいさつ運動を通じ、身近な地域住民同士のつながりや相互扶助の活性化を促す必要があります。
子育て世代間や高齢者間の交流機会の拡大だけでなく、地域一体となった世代間交流の拡大を図り、地域活動全体を活性化することが求められています。

声かけ・あいさつ運動の推進

市民や地域ができること

声かけ、あいさつを積極的に実施します。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・自分たちから積極的に声をかけ、コミュニケーションを図る必要がある。
- ・あいさつをしない子どもに対しては、大人が見本を示すべきである。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内 容	主な所管課
声かけ・あいさつ運動の推進	関係機関・団体、市社会福祉協議会などと連携し、市域全体の「声かけ・あいさつ運動」を推進します。	福祉課 学校教育課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内 容
声かけ・あいさつ運動の推進	関係機関・団体、市（行政）などと連携し、市域全体の「声かけ・あいさつ運動」を推進します。

交流活動の促進

市民や地域ができること

隣近所などに声をかけ、誘い合い、地域の行事や集まりに積極的に参加します。
子どもから高齢者まで、多くの人に参加できる交流機会をつくります。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・介護予防体操などをきっかけに集まれる機会をつくるのはどうか…。
- ・サービス利用者以外は孤立しがちであるので、気軽に集まれる機会が必要である。
- ・多くの人に参加できる地区の行事を企画し、参加を強く呼びかける必要がある。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
交流機会の充実	様々な世代を対象としたサロン活動など、交流機会の場を充実し、市民同士の情報交換や身近な相談の場、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。 様々な世代や地域の活発な交流活動を活性化するため、各種地域行事への支援を充実します。	健康づくり課 介護高齢課 生涯学習課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
交流活動への支援強化	住民同士が気軽に集える地域の交流の場であるサロン活動への支援を充実します。 世代間交流スポーツ大会、高齢者昼食会など、社会福祉協議会支部を通じた支援を充実します。 世代を超えた各地区の伝統文化の継承など、地域の交流活動への支援を充実します。 【地域活動の支援】 ・餅つき、しめ縄づくり、どんど焼き、ほたる祭り等

基本目標
3

魅力あふれ活力のある地域づくり

1 地域福祉活動基盤の充実

現 状

地域では、市民同士が気軽に集える場としてのサロン活動が展開されています。
地域における福祉活動の拠点として、各地区に社会福祉協議会支部が設置されています。

課 題

地域住民同士のふれあいや信頼感、連帯感を醸成するためには、子どもから高齢者まで多様な世代が、気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場づくりが必要です。また、社会的に孤立している高齢者や子育て家庭などの不安解消を図るため、身近な相談や情報交換ができる交流の場が必要です。

コーディネーターや拠点など住民の地域福祉活動に必要な環境を整備することが求められています。

地域のきめ細かなニーズに対応する社会福祉協議会の認知度を高める必要があります。

交流の場の充実

市民や地域ができること

身近な地域で住民同士が気軽に集まれる居場所づくりを進めます。
誰もが参加しやすい居場所づくりに努めます。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・公民館を活用し、みんなの集いの場をつくる。
- ・空き家をサロンとして利用するのはどうか…。
- ・子どもたちが集まって遊ぶ場所がなくなっているの、空き地を整備し、住民が管理するのはどうか…。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
交流拠点の充実	子育て家庭や高齢者等、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。	福祉課 介護高齢課 子ども課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容												
ミニデイサービスの充実	高齢者を対象に、閉じこもり防止や介護予防を目的に交流の場を提供します。 レクリエーションを充実するとともに、退会者等については、在宅介護支援センター、地域包括支援センターとの連携を強化した支援を強化します。												
サロン活動の充実	住民同士が気軽に集える地域の交流の場であるサロンづくりへの支援を充実します。												
施設運営の充実	入浴施設など、誰もが気軽に利用できる施設運営を充実します。 【運営施設】 ・ゆったり館 ・栗須の郷												
地域の居場所づくり【新規】	基金を活用して、地域の空家・空き店舗などを利用した地域と繋がりをもてる居場所づくりを行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の居場所づくり</td> <td style="text-align: center;">情報収集 →</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討 →</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施 →</td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	地域の居場所づくり	情報収集 →		検討 →		実施 →
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
地域の居場所づくり	情報収集 →		検討 →		実施 →								

社会福祉協議会活動の推進

市民や地域ができること

社会福祉協議会の活動への理解を深め、協力します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
社会福祉協議会への支援の強化	<p>地域住民の生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、市社会福祉協議会への支援を強化します。</p> <p>地域包括支援センター等の市（行政）の専門機関と市社会福祉協議会との連携を強化し、市社会福祉協議会における相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>市社会福祉協議会の地域福祉活動に必要な社会資源などの有効活用に関する情報提供を強化します。</p> <p>市社会福祉協議会職員の資質の向上のための支援を充実します。</p>	福祉課 介護高齢課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
社会福祉協議会の基盤強化	<p>市社会福祉協議会の組織・人材・事業を充実し、運営基盤を強化します。</p> <p>地域における民間地域福祉活動やボランティア活動の振興のための安定的な財源を確保するために地域福祉振興基金の創設について検討します。</p> <p>民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動への理解と協力が得られるよう啓発活動を強化します。</p> <p>【募金活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい運動 ・赤い羽根共同募金
社会福祉協議会支部の充実	<p>社会福祉協議会支部の活動への支援を強化し、身近な地域の福祉活動の活性化を図ります。</p> <p>各支部のニーズの把握を強化し、地域に必要な事業への支援を充実します。</p>

2 美しく快適なまちづくり

現 状

高齢化の進行により、買い物や通院など、自分の力で移動することが困難な人や、ゴミだしや庭木の剪定など、日常生活上の支援を必要としている人が増加しています。

課 題

地域の環境美化活動を通じ、地域住民同士の助け合い・支え合いを活性化することが必要です。

高齢者や障がいのある人が、安全で安心して外出や移動ができ、社会活動やレクリエーションなどに積極的に参加できる環境を整備することが必要です。

住環境美化の促進

市民や地域ができること

ルールやマナーを守り、まちの環境美化に努めます。
身近な通行障害の情報を市（行政）に提供します。

市民が考えた
解決策
地域懇談会より

- ・ゴミ出しのマナーが守られていないので、収集所に鍵のついた簡単なかごや小屋を設置するのはどうか…。
- ・地域で当番を決めるなど、ゴミ出しの状況を監視する。
- ・動物の糞の始末をしない人が多く、条例を制定したほうが良いのではないかと…。
- ・空き家が多く、土地や建物を貸し出すのはどうか…。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内 容	主な所管課
環境美化活動の促進	地域での環境美化活動を通じた、地域交流を促進します。	環境課
住環境整備の促進	介護が必要な人や障がいのある人等が快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、必要なサービスにつなげます。	福祉課 介護高齢課

施策・事業	内容	主な所管課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	歩道や道路などユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。 公共施設等において、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。	土木課 建築課 都市計画課 公共施設管理事務所

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容
環境美化活動の促進 (再掲)	地域での環境美化活動を通じた、地域交流を促進します。
住環境整備の促進	介護が必要な人や障がいのある人等が快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、情報提供や市(行政)などによる必要なサービスにつなげます。



写真：庚申山総合公園

ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方

外出支援の充実

市民や地域ができること

- ・市（行政）や市社会福祉協議会が推進する外出支援に対して協力します。

【市（行政）の取組】

施策・事業	内容	主な所管課
利用しやすい交通環境の整備	公共交通機関の整備はもとより妊婦や高齢者、障がいのある人など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。	福祉課 介護高齢課

【市社会福祉協議会の取組】

施策・事業	内容												
移送サービスの推進	介護が必要な人や障がいのある人等、一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方に対する移送サービスを行います。 【移送サービス】 ・訪問介護員による有償運送												
買物困難者への支援 【新規】	身体状況や移動手段が少ないなどの理由により買い物をすることが困難な人を支援することができる仕組みづくりを行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買物困難者への支援</td> <td style="text-align: center;">ニーズ等の調査</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">試行</td> </tr> </tbody> </table>		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	買物困難者への支援	ニーズ等の調査	→			試行
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
買物困難者への支援	ニーズ等の調査	→			試行								

第5章 計画の推進

1 計画の公表

地域福祉を効果的に推進するためには、この計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業所、市（行政）、市社会福祉協議会等、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市の広報紙や関係する施設、ホームページ等を通じ、この計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

2 計画の進捗及び評価

この計画は、市民や住民組織、関係機関・団体、市（行政）、市社会福祉協議会等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、地域関係者、庁内関係各課、市社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。

資料編

1 策定の経緯

期 日	内 容
平成 25 年 7 月 17 日	第 1 回藤岡市地域福祉計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・議事 （ 1 ）委員長、副委員長選出 （ 2 ）地域福祉計画について （ 3 ）アンケート案について
8 月 9 日～8 月 30 日	第 2 次藤岡市地域福祉計画策定に係る市民意識調査
9 月 6 日	第 1 回藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選出 ・協議事項 （ 1 ）藤岡市地域福祉活動計画の策定について （ 2 ）藤岡市地域福祉活動計画の策定スケジュールについて
10 月 3 日	藤岡市地域福祉計画策定庁内検討会議 ・協議事項 （ 1 ）藤岡市地域福祉計画の概要について （ 2 ）藤岡市の地域福祉に関する市民アンケート結果報告について （ 3 ）藤岡市の地域福祉に関する現状と課題について
10 月 9 日	第 2 回藤岡市地域福祉計画策定委員会 ・協議事項 （ 1 ）地域福祉に関する市民アンケート結果報告について （ 2 ）重点的取り組みの設定について
11 月 12 日	地域懇談会 神流・小野地区
11 月 15 日	藤岡市地域福祉計画策定庁内検討会議 ・協議事項 （ 1 ）藤岡市地域福祉計画素案について
11 月 21 日	地域懇談会 美九里・鬼石地区

期 日	内 容
11月22日	第3回藤岡市地域福祉計画策定委員会 ・協議事項 (1) 藤岡市地域福祉計画素案について
11月22日	地域懇談会 美土里・平井・日野地区
11月27日	地域懇談会 藤岡地区
12月19日	藤岡市地域福祉計画策定庁内検討会議 ・協議事項 (1) 藤岡市地域福祉計画素案について
12月24日	第4回藤岡市地域福祉計画策定委員会 ・協議事項 (1) 藤岡市地域福祉計画素案について
12月25日	第2回藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・協議事項 (1) 藤岡市地域福祉活動計画素案について
平成26年 1月6日~1月31日	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
2月5日	第3回藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・協議事項 (1) 藤岡市地域福祉活動計画(最終案)の確認について

2 藤岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、藤岡市における地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める藤岡市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、藤岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の公表
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 行政機関等関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 前各号以外の各種団体等関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理させるため、健康福祉部福祉課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

3 藤岡市地域福祉計画策定委員名簿

任期 平成 25 年 7 月 17 日 ~

区 分	所属団体等	氏 名	備 考
学識経験者	藤岡市区長会	小倉 孝男	委員長
福祉関係者	社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会	青木 耕	副委員長
	藤岡市民生委員児童委員協議会	横塚 和彦	
保健・医療関係者	藤岡多野医師会	山崎 恒彦	
	藤岡多野歯科医師会	原 茂	
行政機関等 関係者	藤岡保健福祉事務所	田川 登貴彦	
	藤岡市福祉事務所	白岩 正	
	藤岡市校長会	岸 裕子	
	藤岡市人権擁護委員協議会	廣瀬 雅敏	
	藤岡市男女共同参画推進協議会	山室 雅代	
福祉施設関係者	社会福祉法人 みやび会	久保 一喜	
	社会福祉法人 かなな会	島野 信美	
各種団体等 関係者	藤岡商工会議所	小坂 裕一郎	
	藤岡市老人クラブ連合会	富沢 勇	
	藤岡市身体障害者団体連合会	中島 正明	
	藤岡市子ども会育成団体連絡協議会	田沼 範明	
	藤岡市ボランティア連絡協議会	横山 弘美	
	藤岡市連合婦人会	岩田 和代	

任期 平成 25 年 12 月 4 日～

区 分	所属団体等	氏 名	備 考
学識経験者	藤岡市区長会	小倉 孝男	委員長
福祉関係者	社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会	青木 耕	副委員長
	藤岡市民生委員児童委員 協議会	野田 日出雄	新委員
保健・医療関 係者	藤岡多野医師会	山崎 恒彦	
	藤岡多野歯科医師会	原 茂	
行政機関等 関係者	藤岡保健福祉事務所	田川 登貴彦	
	藤岡市福祉事務所	白岩 正	
	藤岡市校長会	岸 裕子	
	藤岡市人権擁護委員協議会	廣瀬 雅敏	
	藤岡市男女共同参画推進 協議会	山室 雅代	
福祉施設関係 者	社会福祉法人 みやび会	久保 一喜	
	社会福祉法人 かなな会	島野 信美	
各種団体等 関係者	藤岡商工会議所	小坂 裕一郎	
	藤岡市老人クラブ連合会	富沢 勇	
	藤岡市身体障害者団体連合会	中島 正明	
	藤岡市子ども会育成団体連絡協 議会	田沼 範明	
	藤岡市ボランティア連絡 協議会	横山 弘美	
	藤岡市連合婦人会	岩田 和代	

4 藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の誰もが尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す活動計画として、基本的かつ総合的な施策の指針となる藤岡市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定と、その推進にあたり、藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の検証及び評価。
- (3) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会支部関係
- (3) 行政機関等関係
- (4) 団体等関係

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る業務が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理させるため、総務課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第4条の規定に係る最初の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

5 藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員名簿

任期 平成 25 年 9 月 6 日～

区 分	所属団体・役職	氏 名	備 考
学識経験者	区長会会長	小倉 孝男	委員長
社会福祉協議会支部	社会福祉協議会藤岡支部長	宮原 良子	
	社会福祉協議会神流支部長	碓井 洋一	
	社会福祉協議会小野支部長	峰岸 かつ子	
	社会福祉協議会美土里支部長	町田 剛志	
	社会福祉協議会美九里支部長	横塚 和彦	副委員長
	社会福祉協議会平井支部長	石田 壽	
	社会福祉協議会日野支部長	野田 日出雄	
	社会福祉協議会鬼石支部長	金澤 満幸	
行政機関等	福祉事務所長	白岩 正	
	校長会（鬼石小学校校長）	岸 裕子	
関係団体等	連合婦人会会長	岩田 和代	
	ボランティア連絡協議会会長	横山 弘美	

任期 平成 25 年 12 月 25 日～

区 分	所属団体・役職	氏 名	備 考
学識経験者	区長会会長	小倉 孝男	委員長
社会福祉協議会支部	社会福祉協議会藤岡支部長	小峰 昭	新委員
	社会福祉協議会神流支部長	佐藤 敏男	新委員
	社会福祉協議会小野支部長	峰岸 かつ子	
	社会福祉協議会美土里支部長	小林 敏夫	新委員
	社会福祉協議会美九里支部長	田中 和子	新委員
	社会福祉協議会平井支部長	小暮 久男	新委員
	社会福祉協議会日野支部長	野田 日出雄	副委員長
	社会福祉協議会鬼石支部長	松村 ひろ子	新委員
行政機関等	福祉事務所長	白岩 正	
	校長会（鬼石小学校校長）	岸 裕子	
関係団体等	連合婦人会会長	岩田 和代	
	ボランティア連絡協議会会長	横山 弘美	

第 2 次

藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 26 年 3 月発行

発 行 藤岡市・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

編 集 藤岡市健康福祉部福祉課・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

藤岡市

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

TEL 0274-22-1211 (代表)

市ホームページ <http://www.city.fujioka.gunma.jp/>

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 854-2

TEL 0274-22-5647

市社会福祉協議会ホームページ <http://www17.ocn.ne.jp/~fujioka/>
